

○角委員長

ただいまから決算審査特別委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員は16名です。委員定数の半数以上に達していますので、この委員会は成立いたしました。

本委員会の日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告いたします。

本日の遅刻の届出が、栗林澄恵委員からありました。

以上で報告を終わります。

直ちに会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録署名委員に木村利晴委員、小菅耕二委員を指名いたします。

これから議案の審査を行います。

当特別委員会に付託された案件は、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、以上の6件です。

本日は、議案第11号、令和3年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第12号、令和3年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第13号、令和3年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、総務常任委員会所管事項の審査を行います。

委員の皆様に申し上げます。

質疑は、議事運営の能率を図る上から、決算書等の内容に沿ってページ数を明示した上で内容を明解にして質問されますよう、お願いいたします。

また、本特別委員会の発言時は、質問者、答弁者ともに挙手の上、指名を受けてから発言してください。なお、発言前にご自身でマイクのスイッチを押して、点灯してから発言してください。発言が終了いたしましたら、もう一度スイッチを押して消灯させてください。

審査の順番は、お手元に配付の決算審査特別委員会審査予定表により行います。

これから審査順1、歳入1、1款市税から13款交通安全対策特別交付金、18款財産収入から21款繰越金、具体的な事業内容を除く23款市債、歳出11款公債費、12款予備費の審査を全委員で行います。委員1人当たり1回の質疑時間は答弁を含め10分程度とし、交代制を導入して行います。

それでは質疑を許します。質疑はありませんか。

○丸山委員

それでは、歳入の市税からお伺いしたいと思います。

市税は、この5年間で最も大きく落ち込んで、前年度比で3億円の減となっております。この状況につきまして、どのように分析されているのか、その辺について、お伺いいたします。

○森課税課長

市民税、固定資産税の主に2つが令和3年度は落ち込んでいると思いますので、そちらについてご説明したいと思います。

まず、1番の要因といたしましては、一言で言うとコロナ感染症の影響で大きく落ち込んだというのが、一言で言うと、そのような理由になると思います。市民税のうち、個人市民税は予算額29億8千922万9千円に対しまして、調定額31億3千3万3千941円、課税件数は3万5千388件でした。前年度と比較しますと、予算額は2億1千82万4千円、6.6パーセントの減、調定額は1億1千239万3千311円、3.5パーセントの減、課税件数は418件、1.2パーセントの減となりました。

個人市民税の調定額は、農業所得が増加しているものの、給与所得が大幅に減少したことにより、全体的には減となっております。農業所得の増については、令和元年度の台風や豪雨による農業被害のために令和2年度の調整額が減少したことからの反動。給与所得の減については、新型コロナウイルス感染症の影響による個人所得の減少が原因と考えられます。

このほか、納税義務者の推移が令和元年度で3万5千879人、令和2年度で3万5千806人、令和3年度で3万5千388人と、減り続けております。これは少子高齢化の影響や総人口中の生産年齢人口の減少が顕著に表れている中で、数年前までは公的年金に対する課税と高齢者、65歳以上の就労人口の増加により納税義務者数が微増傾向を示していました。ただし、令和元年度からは納税義務者数も減少に転じております。

一方、法人市民税なんですけれども、予算額3億125万5千円に対し、調定額3億2千426万9千400円、課税件数は2千20件でした。予算額は1千402万7千円、4.4パーセントの減。調定額は1千758万9千900円、5.1パーセントの減。課税件数は79件、4.1パーセントの増となっております。

法人市民税の調定額は、均等割が微増しているものの、法人税割が大幅に減少したことにより、全体的には減となっております。これは税制改正により、令和元年10月1日以降を開始とする事業年度からの法人税の税率が9.7パーセントから6パーセントへ引き下げられたことや、やはりこれも新型コロナウイルス感染症の影響による企業収益の減少が原因と考えられます。

次に、令和3年度にかなり大きく落ち込んでしまった固定資産税については、予算額27億3千782万1千円に対し、調定額27億6千117万600円、課税件数は3万1千936件でした。予算額は1億6千611万6千円、5.7パーセントの減。調定額は1億9千276万7千400円、6.5パーセントの減。課税件数は52件、0.2パーセントの減となりました。

こちらの固定資産税はかなり落ち込んだんですけれども、原因につきましては3年に1度の評価替えの影響による家屋の建築後の経年による減価、償却資産においては近年増加傾向にあった太陽光発電施設などの進出が減少したことに加え、新型コロナウイルス感染症対策として令和3年度限りの税制改正による特例措置がなされたことが大きな要因と考えられます。

1つ目の特例措置は、負担調整措置等により税額が上昇する土地について、令和3年度の税額を令和2年度の税額に据え置く特別な措置が取られました。

2つ目の特例措置は、令和3年度に限り、中小企業、小規模事業者の税負担を軽減するために家屋、建物ですね、及び償却資産の固定資産税、都市計画税について、事業収入の減少幅

に応じ、全額または2分の1の軽減措置が取られました。こちらの軽減措置の影響額につきましては、固定資産税の方は289件で1億690万5千円、都市計画税の方が31件、111万5千円となっております。これも令和3年度限りの特例措置としまして、この減収に対する補填対策として、国から新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の方を交付していただきました。

ということで、全体的に市税としましては落ち込んでいますけれども、主に市民税と固定資産税、こちらの2つの税目の方で落ち込みが多かったということのご説明を終了いたします。以上です。

○丸山委員

ご丁寧なご説明ありがとうございます。よく分かりました。

それで、市税の歳入に占める、全体の、前年度比4パーセント増の27.3パーセントになっている、かなり市税に対して、大きく市税が関わってきているわけですが、その予算に対してね、来年度の市税収はどのように分析しているのか。

今説明があったようにコロナによる影響というのは本当に大きかったわけで、地域経済の落ち込みであるとか市民生活が大きく落ち込んでいる中で、来年度はどのような市税収となっていくのか、その辺についてはどのように検討されていますでしょうか。

○森課税課長

正直言いまして、来年度の細かい分析等はまだしておりませんが、ここ数年、2、3年はコロナの影響が多大だということで、それほどの大幅な上昇というのはちょっときつかなというふうに思っておりますけれども、今後はウィズコロナということで、消費の回復が少しは見込めると思っております。ただし、現状は原油等の輸入価格の高騰や物価高というのが想定されるために、今後も調定額自体は低い水準が続く可能性があるのではないかとというのが、ちょっと否定できないところです。また、中長期的には生産年齢人口の減少や市民の高齢化などが進行することが予想されますので、その影響で若干の減少傾向となるのがちょっと懸念される場所だと思っております。

それから、一方で固定資産税につきましては土地の課税標準額、新聞紙上では若干上昇しているというようなことで言っておりますけれども、八街市に関しては上昇していない、逆に下降しているような感じが見受けられますので、とはいえ、ほぼ横ばい状態で推移して、今後も同様の水準で行くのかなと思っております。

家屋に関しましては、評価替えの影響とか、その辺の浮き沈みはありますけれども、あと新築への期待ですとか、農地の宅地化の期待ですとか、若干ここ2、3年で用途地域内に家の方が増えているのが見受けられますので、その期待はあるんですけれども、だんだん経年、年がたちますと、何といいますか、課税額も落ちていく方向になりますので、そのことを思いますと、課税標準額が増となることはちょっと望めないのかなと思います。横ばい、あるいは若干減少していくというふうに思っております。

分析まではいきませんが、そのような感じで思っております。

以上です。

○角委員長

丸山委員に申し上げます。1回の質疑時間が10分を超えましたので、ここでほかの委員と交代いたします。

ほかの委員、誰か質疑はありませんか。

ないようなので、丸山委員、どうぞ。

○丸山委員

ありがとうございました。

大変、来年度の税収も厳しい状況にあるという中で少子高齢化が進んでいくと。政策的にも今後の市政の在り方が問われてきているのかなというのはすごく感じるところでございます。そのことにつきましては、また後ほどの質問で対応させていただきたいというふうに思います。

それから、同じく17ページなんですけど、市税の滞納額が8億2千800万円という状況なんですけど、滞納者は何人だったのか、そこについて、お伺いいたします。

○峯島納税課長

収入未済額につきまして、税目別に人数を申し上げます。

市民税の普通徴収分につきましては、3千362人、前年度比マイナス168人となっております。

市民税の特別徴収分につきましては、238人、前年度比プラス56人となっております。

固定資産税、都市計画税につきましては、1千964人、前年度比マイナス17人となっております。

軽自動車税につきましては、1千817人、前年度と同数となっております。

法人市民税につきましては、123人、前年度比プラス34人となっております。

合計で、延べ人数7千381人、前年度比マイナス218名、実人数といたしまして6千911人、前年度比プラス22名となっております。

以上となります。

○丸山委員

滞納額について、もう少しお伺いしたいのは、市外の方はどのぐらいを占めているのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○峯島納税課長

令和3年度の市外の方につきましては、今ちょっと電算会社の方に調査をかけているところでして、正確な数字が出てこないんですけども、今現在で出せる数字ということでお答えさせていただきます。

収入未済、先ほど6千69人というふうに申し上げたんですが、ごめんなさい、6千91人が正しくて、そのうち市外が1千864名、うち県外が723名となっております。

以上です。

○丸山委員

市外の方に対しての収納に対する取組、対応はどのようにされていますでしょうか。

○峯島納税課長

現在、滞納処分、それから財産調査等を行っている担当職員は、係で10名おります。うち、係長を除いて9名が実務に携わっておりまして、1名が市外専任の担当で携わっておりまして、残りの8名のうち3名が市外と市内を兼任しておりまして、4名で市外の担当を行っております。

以上です。

○丸山委員

やはり市外の方々の滞納というのはなかなか徴収事務が進まないのかなと感じるんですけども、懇切丁寧な対応に取り組まなければならないと思いますけれども、果たして人員が足りているのかどうか、その辺についてはいかがでしょうか。

○峯島納税課長

以前は、特に滞納処分、うちの方の業務を行う上で、おもだったものとしたしましては臨戸を中心に行っていたところなんですけれども、当然、臨戸を行うにあたりますと近隣が中心になってしまいまして、市外がちょっとおろそかになってしまうというようなデメリットがあったわけなんですけれども、最近はコロナの影響もございまして、臨戸はなるべく控えておりまして、財産調査を行って、滞納処分を行うという流れがメインとなっております。財産調査と滞納処分につきましては市内、市外は関係なく調査が行えますので、特に市外がおろそかになっているということは、特にないものと考えております。

以上です。

○丸山委員

市外の滞納処分に関しては、どのぐらいの割合で進んでいるのでしょうか。

○峯島納税課長

令和3年度で申し上げますと、財産調査を1千1件、それから差押えを87件、執行停止を59件、行っております。

以上です。

○丸山委員

なかなか対応策が難しいように思います。説明書の中に、今後、職員増していかなければならない、検討していく必要があるというような意見、内容があったと思いますけれども、来年度に向けて、その辺どんなふうに対応されるのでしょうか。

○峯島納税課長

職員の増というお話なんですけれども、うちの課の人数は20数名おりまして、その中でなるべく自分の業務だけでなく、ほかの業務も面倒を見ながら、課の中でうまく業務を回しながら、何というんでしょう、効率的に行っていきたいと思っております。

以上です。

○丸山委員

これは歳出になってしまうんですけども、事業の成果のところでは納税者の納付環境の充実、それから徴税職員の充実が必要とあるわけですね。ということは、増やさなければならない

ということを行っているのかなと、私は理解していたんですけども、その辺はどうなんですか。

○峯島納税課長

確かに人員が増えれば、それなりに滞納処分の数を増やせるとか、メリットは当然ございます。ただ、市全体といたしまして限られた人員で行っております。我々の方でも人数が増えていただければ助かるんですけども、やはりその辺のバランスもございますので、足りない部分は会計年度任用職員で補充するなり、対応しておりますので、ご理解いただければと思います。

○丸山委員

では、説明書の中で出ている、充実が必要だということは、増員していかなければならないという意味ではないということによろしいんですか。やりくりをしていけば何とかなるんだということでしょうか。

○峯島納税課長

将来的に増員が可能であれば非常に助かるところではあるんですけども、そこは市の内部でいろいろ検討しながら、今後の滞納者の数の増減等を考えながら、うちの方も要望していきたいと考えております。

以上です。

○角委員長

丸山委員に申し上げます。1回の質疑時間が10分を超えましたので、ここで1度、ほかの委員と交換いたします。

ほかに、誰か質疑は。

○石井委員

決算書の16ページ、17ページから質問させていただきます。

市税の、今、質問が出ていますけれども、全般の不納欠損額の数字が出ております。市税全般からまずお聞きしますが、不納欠損に至った判断とか経緯、件数、これについてはどのようなようになっているのでしょうか。

○峯島納税課長

まず、不納欠損額の増減理由について、説明させていただきます。

地方税法第15条の7第4項の規定によりまして、執行停止してから3年が経過したものとしまして、人数が12名増、件数が49件の増、金額が79万3千707円の増となっております。こちらにつきましては、平成29年度から平成30年度にかけて執行停止した数の比較となります。主な要因としましては、生活保護などの生活困窮者が3名の増、滞納者の所在が不明となったケースが9名の増となっております。

地方税法第15条の7第5項の規定によりまして、徴収できる見込みがなく即時消滅したものとしましては、人数は同数、件数は20件の減、金額が441万3千731円の減となっております。こちらにつきましては、約600万円の税金を滞納して亡くなった方が相続人不存在となったため即時消滅した案件が1件ありましたことが、金額の減の大きな理由と

なっております。

地方税法第18条第1項の規定によりまして、時効によるものとしましては、平成27年度から28年度にかけて時効となった数の比較となります。まず、近年、滞納繰越額が減っている関係で人数が87人の減、件数が431件の減となっております。金額が167万7千994円の増となっておりますが、これは平成28年度に軽自動車税の税率改正により軽自動車税が214万9千156円の増、固定資産税につきましては比較的滞納額が多かった方が生活保護となり、336万9千995円の増となったことによるものです。

以上です。

○石井委員

ありがとうございました。

時効を中断して徴収にあたると思うんですけども、収入未済額について、時効の中断は何件ぐらいなのでしょう。

○峯島納税課長

時効の中断となった数については把握してございません。申し訳ございません。

○石井委員

把握される必要はないということですか。

○峯島納税課長

特にうちの方で数を積み上げる必要はないと考えております。

○石井委員

かつて質問させてもらったときに、結構、10数年前とか、20年前からの件がそのまま中断されているということがあったので、それについては恐らくそういうことではないと思うんですけど、それは今後ちょっと明確な回答を頂きたいと思います。

それと、法人市民税についてなんですけど、現年課税分はもとよりなんですけれども、滞納繰越分はこのように、先ほどご説明がありました。

企業が存続する上において、法人市民税を的確に払っていかないと、なかなか次の融資が受けられないという話を聞いています。コロナ禍の中で、コロナ融資が受けられる企業と受けられない企業の判断は、やはり法人税をしっかりと払っているかどうか、これは当たり前のことだと思うんですけども、この辺について、滞納繰越しをした会社の数、コロナ融資等について、ご相談件数がどのぐらい担当課にあったのか、ちょっと教えてください。

○森課税課長

申し訳ございません。ちょっとその辺についての資料はございませんので、後ほどの回答でお願いいたします。

○石井委員

法人市民税の滞納繰越分の指導はどのようにされていますでしょうか。

○峯島納税課長

うちの方から電話での催告、それから当然、文書でも督促や催告は出しているんですけども、そういったことで収納を見込んでおります。

以上です。

○石井委員

市内の企業で、コロナの影響で困っている方からお聞きしますと、企業が存続する上において、なかなか税金を払いたくても払えないという状況もお聞きしていますので、先ほどの森課長のお話だと、企業収益の減少が主な原因だということでご説明があったんですけども、税金をもちろんだら、平等に納めていくのは当たり前なんですけれども、それについて適切に企業にも指導していただいて、極力、現年課税分も含めて、滞納繰越分がないように。要は、企業が存続できなくなっちゃいますよね。数年、赤字決済だと、やはり赤字を3年、5年と続けている企業は、なかなか息が続かなくなってくるので、赤字会社でも企業は存続できますけど、その辺について、課を超えて横断的な指導をしていただければありがたいと思います。

最後に、軽自動車税についてですけども、増額の要因をちょっと教えていただけますでしょうか。収入済額の増額の要因を、お願いします。

○森課税課長

軽自動車税の増額の要因としまして、主なものとしては種別割、いわゆる昔から言う軽自動車税の方の増額が目立っております。

この調定額の増につきましては、四輪乗用自家用車の調定額の増が主なものとなっております。数年前の税制改正によりまして、初年度登録から13年が経過しますと重課措置というものが適用されますので、これが大きく影響しているものと考えております。

以上です。

○石井委員

分かりました。

時間がないので、最後の質問です。

収入未済が先ほど1千817人だったかな、ご説明があったと思うんですけども、軽自動車税は市税ということで換算されるんですけども、収入未済額は結構やはり大きな額を占めています。調定額の中で、しっかり収入済額に持っていきべきかと思っておりますけれども、収入未済で軽自動車を保持している方について、税金を払わないで、どれぐらい保持できるんですかね。

○森課税課長

保持できるかどうかというより、車検を通せない状況になりますので、車検を通したいということになりますと、納めていただける人が多くなっております。

○角委員長

ほかに質疑はありませんか。

○木内委員

先ほど丸山委員からありましたけれども、市外の方ということがあるんですけども、未済額も含めてなんですけど、最近は外国人で土地を所有しているケース等が出てきています。外国人対策については、どのようになっているのでしょうか。

○峯島納税課長

徴収に関することでよろしいですか。

○木内委員

はい。

○峯島納税課長

特に外国人だから、どうだという区分は特にはないんですけれども、言葉が通じないとか、そういう方はいらっしゃいますので、外国語ができる職員であるとかで、相手方によく理解していただくように努力しております。

以上です。

○木内委員

外国に住所を持って、八街に家を持っている方はいらっしゃるんですね。連絡がつかないとか、そういったことをちょっと伺ったことがあるんですけれども、外国に住所を持っている方で、外国に在住していて、別荘とか、そういった意味で八街に家を持っている方への対応について、お伺いしてよろしいでしょうか。

○森課税課長

主な対応といたしましては、納税管理人という制度がございまして、外国に行っている方の家族にお願いするなりして、納税の方の管理人を立てるといような措置を取っております。

○木内委員

非常に困っている方がいらっしゃるんですね。外国にいて、コロナでこっちへ帰ってこられない等で非常に困っている方がいらっしゃいますので、そういったところを含めてお願いします。

もう一つなんですけれども、前年のときも私の方で質問させていただいたことがあるんですけれども、入湯税の項目が今回も抜けているんですね。せっかく税を承認したわけですから、項目として入湯税の項目を残して、1千円とか0円の収入みたいな形になると思うんですけど、項目の必要性があると思いますが、いかがでしょうか。

○森課税課長

考え方だと思うんですが、現在のところ、宿泊を伴う温泉施設というものが八街市内に存在しないという判断の下、例えば1千円の計上なりというものは今のところ考えておりません。ただ、こちらにつきまして、見込みがあるかないかを問わず、予算の計上をするかどうかにつきましては、財政課ともちょっと協議しながら考えていきたいと思っております。

以上です。

○木内委員

税項目ですので、載せなければ、この税金がないことになってしまうんですね。せっかく税の仕組みをつくったわけですから、ある、なしにかかわらず、本来であれば予算を含めてなんですけれども、税項目として載せておかなければいけないと思っておりますので、ぜひその辺の検討をお願いいたします。

○角委員長

ほかに質疑はありますか。

○丸山委員

それでは、18ページ、7款の地方消費税交付金について、お伺いいたします。

令和3年度は令和2年度より1億1千600万円の増となっております、15億5千500万円と。その要因は何だったのか、その辺について、お伺いいたします。

○和田財政課長

お答えいたします。

地方消費税交付金なんですけれども、昨年と比較いたしまして1億1千679万1千円の増額ということになってございます。こちらにつきましては、2年後に消費税については入ってくるというような形でございますので、令和元年の景気動向によるところ、またコロナ禍より社会経済情勢等が緩やかな回復基調にあるというようなところもありまして、増額になったものと分析しております。

地方消費税交付金につきましては、社会保障4経費の方に、充当財源という形で充当しているところでございます。

○丸山委員

今説明いただきましたが、社会保障4経費に充てられているということなんですけれども、これは毎年伺っているところなんですけれども、八街市の事業に対する課税対象経費は一体どのぐらいあったのか、お願いいたします。

○和田財政課長

地方消費税交付金の社会保障費財源化分というような形で、一般財源の部分の総額につきましては41億9千481万2千円ということで、それぞれこの中から消費税分の8億8千462万4千円を社会福祉費ですとか社会保険費、保健衛生費の方にそれぞれ一般財源ベースで。

例えば、障害福祉費の方に1億2千982万1千円、老人福祉費の方に1千515万5千円、児童福祉費に162万1千円、大きいところで申しますと児童措置費に2千808万2千円、それから母子福祉事業費に4千883万円。

社会保険の方の大きいもので言いますと、介護保険特別会計繰出金などに1億4千214万4千円、国民健康保険特別会計繰出金に3千906万4千円、後期高齢者医療事業費には1億2千464万1千円。

それから、予防費の方に2千596万5千円というような形で、充当財源ということで措置させていただいているところでございます。

○丸山委員

4経費に関しまして、分かりましたけれども。

八街市独自の事業費で、建設事業費等も含めて、物品購入も含めて、課税対象経費というのはどのぐらいあったのか、その辺について、いかがでしょう。

○和田財政課長

対象事業費というような形、性質別経費での合計になりますけれども、物件費では38億2

千726万1千円、維持補修費では1億602万9千円、あと普通建設事業費では18億6千422万1千円というような形で、これに対する消費税額というような形で考えますと、市の消費税額は約5億2千700万円程度であろうというふうに想定しています。

○丸山委員

やはり消費税10パーセントへの引上げによる影響というのは、八街市も大変な負担を負っている。10パーセントへの引上げで、保育園や幼稚園に対して国は無償化を掲げたわけですが、公立保育園・幼稚園は自治体負担となってしまったわけです。これに対して令和3年度はどのぐらいの負担を強いられたのか、その辺について、お伺いします。

○和田財政課長

児童福祉費につきましては、昨年ちょっと調べさせていただいたんですが、約2億円程度ぐらいではないかというふうに考えてございますので、その10パーセントというようなことを想定しているところでございます。

○丸山委員

10パーセントへの引上げによって、保育園・幼稚園の無償化というのは、先ほど申し上げましたけれども、公立は無償化にならない、その分は八街市が負担しなければならないということです。先ほど、令和3年度は前年度より1億1千600万円、交付金が増となったけれども、結局は社会保障4経費に充てられているわけで、この辺については、やはり国に対して私立保育園・幼稚園だけの支援ではなくて、自治体の公立保育園・幼稚園に対してもきちんと国は無償化に対する対応をしてもらいたいんだと、そういう要望をきちんと出すべきではないかというふうに思います。

その辺について、市長、この点をどのようにお考えか、お伺いいたします。

○北村市長

ただいまの件でございますけれども、この件につきましては全国市長会あるいは千葉県市長会を通じましてしっかり要望しておりまして、特に新型コロナウイルスの影響で大変に地方の財源が厳しい状況に陥っております。そのことを踏まえまして、しっかり、いろんな意味で、幼児無償化も含めた中で、国の財源措置はしっかり行ってもらいたいということが各首長の意見でございますので、そのことにつきましては全国市長会、千葉県市長会を通じまして、さらに強く要望してまいりたいと思っております。

○丸山委員

消費税増税によって負担増になるということがあってはならないと思います。ぜひこのことについて、国に対してきちんと要求していただきたいと思います。

それから、20ページの12款地方交付税についてであります。

46億2千300万円のうち、特例交付金が2億4千300万円あったわけですが、これは何に充てられたのか、お伺いいたします。

○和田財政課長

お答えいたします。

地方特例交付金につきましては、個人住民税の減収補填の特例交付金ということで、住宅借

入金等特別税額控除分と、軽自動車税の減収補填特例交付金、コロナウイルスについては2項の方になりますので、こちらの方につきましては一般財源というような形で、それぞれの事業に充てられたというようなことで、特段どこに充当するというようなことではなく、広く一般財源として活用させていただいているところでございます。

○角委員長

丸山委員に申し上げます。1回の質疑時間が10分を超えましたので、1度、ほかの委員と交代いたします。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

ないようですので、丸山委員。

○丸山委員

特例交付金というのは、特定のこれに使いなさいよというような内容で来ていたと思うんですが、令和3年度はそうではなくて一般財源の中で使えたという理解でよろしいわけですね。

令和3年度の国からのこういった地方交付税、それから臨時財政対策債で、実質的な地方交付税は前年度比4億4千500万円の増で、50億8千万円になったわけですね。市税収が3億円の大幅な減収となったんですが、市が独自に活用できる地方交付税、それから臨時財政対策債、市税ということで、総額は129億円ということで、今までよりもかなりの増になってきているというふうに思います。この中で市民サービス、市民の暮らしを守るための取組が進んだのかどうか、その辺について、お伺いいたします。

○和田財政課長

今回の交付税、普通交付税、特別交付税、合わせて7億8千594万9千円の増、20.48パーセントの増となっているところでございます。そのほか、市税の部分もございましてけれども、市税は約3億円の減というようなところもございましたが、そのうち1億円につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の減収補填というものも入って、その分は補填されたところでございますけれども。

先ほど丸山委員のおっしゃったように129億円という大きな財源になったということで、この分につきましては、それぞれ一般財源化されて自由に活用できる部分ではないかということでございます。大きく言いますと、一般職人件費等も大きいところではございますけれども、それぞれ扶助費、生活保護費とか、そのような部分、また教育施設等の維持補修、修繕費等々で多額な費用も出ましたし、交通安全対策費など、多額の一般財源を充当するような形で、令和3年度決算になったのかなということです。一般財源はそれぞれ多額になりましたけれども、有効に活用して事業が進められたものというふうに認識しております。

○丸山委員

担当課の方からは、事業が進んだということで報告を頂きました。また、これも後でお伺いしたいと思います。

令和2年度から、少子高齢化、人口密度の低い自治体への財源として、地方交付税の新たな算定項目の中で地域社会再生事業費が創設されているわけなんですけれども、令和3年度は八街市にどのぐらい交付があったのか、お伺いします。

○和田財政課長

すみません。お待たせいたしました。お答えいたします。

地域社会再生事業費につきましては、交付税の算定台帳の事業費の中で1億7千504万4千円ということで、基準財政需要額の中で登載されているところでございます。

○角委員長

会議中ではございますが、ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時00分)

(再開 午前10時11分)

○角委員長

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

納税課長及び課税課長から発言を求められておりますので、これを許します。

初めに、納税課長。

○峯島納税課長

先ほど石井委員から、時効の中断の件数について、お問合せがありました件ですが、時効の中断につきましてはいろんなパターンがございまして、例えば差押えですとか納税相談、分納誓約、それから分割納付書で支払った時点で時効の中断となります。総トータルの件数を出すのは非常に困難であるということをお伝えしたいことと、今この場でお答えできる数字について、答えさせていただきます。

まず不動産の差押えをして、それがなかなか解除できずに時効の中断が続いている件数なんですけれども、平成25年、26年に1千110件ございまして、それが徐々に今は減っております。最新の数字ですと672件となっております。

それから、差押えをしても時効の中断となりまして、令和3年度に差押えをした件数が438件となっております。

以上となります。

○角委員長

次に、課税課長。

○森課税課長

先ほどの石井委員のご質問に対してお答えいたします。

法人市民税の滞納繰越の状況であります。現年度から、令和3年度からの繰越しが81件で470万3千600円、それから滞納繰越分が58件で739万3千576円、合計といたしまして123件、1千209万7千176円となっております。

それから、課税課においてはコロナ融資に関しまして直接で話を受けてはおりませんが、そのような状況になって困っているというような方の、多少なりとも話は聞いております。

また、木内委員のご質問に対して、私はちょっと認識が間違っております。入湯税を計上していないというふうにお答えしているんですが、令和4年度から予算書に1千円の計上しております。

以上です。

○角委員長

それでは質疑に戻りますが、質疑はありますか。

○丸山委員

私の質問の続きが残っています。ごめんなさい。

先ほど地域社会再生事業費の答弁を頂きました。令和3年度は1億7千万円あったという報告でしたが、地方自治体が自主的、主体的に何に使ってもいいんですよという内容で、経費として国から降りてきているわけなんですけれども、地域社会再生事業として八街市はどのように活用されたのか、その辺についてはいかがですか。

○和田財政課長

お答えいたします。

交付税の需要額の中での地域社会再生事業費につきましては、対費用算定の中では1千950円掛ける人口というような形、あとはそれぞれの補正係数等々がございますけれども、全体では約1億7千万円ほどあるような形になってございますが、一般財源として歳出の方で令和3年度に充当といいますか、事業費に充てたようなものにつきましては、移住定住促進事業費、これは企画政策課の方で実施していただいた事業になりますけれども、八街市のPRパンフレット作成業務ですとか、八街市の結婚新生活支援事業補助金ですとか、そのような事業費に活用させていただいたところでございます。

○丸山委員

八街市の人口減少が続く中で大いに活用していただいて、新年度も、来年度も活発な、積極的な取組を進めていただきたい、このことを申し上げておきます。

次に、22ページの15款使用料及び手数料、土木使用料について、お伺いいたします。

2千987万6千440円の収入未済額となっております。滞納者数、それから滞納状況の特徴、最長何年となっているか、その辺について、お伺いします。

○角委員長

丸山委員、今そこは審議の箇所ではございませんので、この後になります。

ほかに質疑はありますか。質疑は全員できます。大丈夫でしょうか。

○丸山委員

それでは、市債でお伺いいたします。

当初予算11億5千万円に対して4億4千万円の減額補正、それで7億円ということで、減額補正は地方交付税の増額によるものと理解しているわけなんですけれども、令和3年度末の市債180億2千700万円に対し、臨時財政対策債は102億円で、全体の57パーセントとなっている、徐々に減らされてきているということは事実なんですけれども、市債の約6割近くは国の借金を背負っているという状況なんです。令和3年度、このような状況にあるわけなんですけれども、今後はどのような状況になっていくのか。もっと臨時財政対策債の返済額が多くなって加速されていくのかどうか、その辺についてはいかがでしょうか。

○和田財政課長

臨時財政対策債については今回、国の情報も多少出ているところなんですけど、全体としては、国の普通交付税本体の方は若干多くなるだろう、臨時財政対策債については減額されるだろうというような情報が出ております。国全体の増額、減額の部分を八街市に当てはめて考えてみますと、普通交付税、特別交付税、あと臨時財政対策債等々を含めまして、普通交付税本体の方は1億5千万円ぐらい増になるのかなというような形で推量しているところでございます。

臨時財政対策債については、実際、国の方のポイントが0.5パーセント減というような形でございますので、影響額がどれぐらいになるのかというのは、国の動向を今後十分に注視して、見ていきたいなというふうに考えてございます。

○丸山委員

この間、地方交付税の振替財源として国が臨時財政対策債の発行を認めてきて、それがどんどん蓄積してきてしまった、返済のために借金をしていかなきゃならないという悪循環に陥っていたんですが、ここへ来て若干軽くなってきたかなと。しかしながら、八街市の借金の5割を超す、6割近くが国の借金であるということで、市民サービスに大きく影響があるんだというふうに私は思っています。

臨時財政対策債を返すために借金するという悪循環を早く抜け出すためには、やっぱり国に対して臨時財政対策債の在り方をもっともっと強く要求していかなきゃいけないんじゃないか、そういうふうに思うわけですが。

市長、これは全国市長会でもいろいろ問題になっているところではないかなというふうに思うんですが、早い時期に臨時財政対策債の解消ということを求めていくべきではないかというふうに思いますが、その辺については、市長、いかがでしょうか。

○北村市長

今の丸山委員がお話したことにつきましては、全国市長会でも議論になっておりまして、地方交付税の財源不足は臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率の引上げを含めた改革の中で、しっかりと国において地方の財源を措置してもらいたいということを、先般の全国市長会の中でも決議しております。臨時財政対策債による財源措置ではなく、交付税ということでしっかりと国に要望しておりますし、これからもそうしたことを含めた中で議論しながら、しっかりと国に強く要望してまいります。

○角委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小菅委員

歳入14款分担金及び負担金は大丈夫ですか。

○角委員長

それは違います、後になります。

ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

質疑がなければ、これで審査順1、歳入1款市税から13款交通安全対策特別交付金、18款財産収入から21款繰越金、具体的な事業内容を除く23款市債、歳出11款公債費、12款予備費の全委員による審査を終了いたします。

これからの審査について、あらかじめ申し上げます。審査予定表、審査順2から8の審査は、総務常任委員1人当たり1回の質疑時間は答弁を含め20分程度とし、交代制を導入して行います。また、委員外委員の質疑時間は、常任委員会ごとに答弁を含め20分以内となっておりますので、よろしくお願いいたします。時間は呼び鈴でお知らせいたします。

総務常任委員以外は退場してください。

執行部の皆様に申し上げます。議案第11号中歳出1款議会費、歳出2款総務費に関する職員以外は退席して結構です。

これから、審査順2、歳入14款分担金及び負担金から17款県支出金及び22款諸収入の内歳出1款議会費に関する事項、歳出1款議会費の審査を行います。

最初に、総務常任委員の質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

質疑がなければ、これで総務常任委員の質疑を終了いたします。

総務常任委員以外で質疑のある方は入場してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

質疑がなければ、これで総務常任委員以外の質疑を終了いたします。

これから、審査順3、歳入14款分担金及び負担金から17款県支出金及び22款諸収入の内歳出2款総務費に関する事項、歳出2款総務費の審査を行います。

最初に、総務常任委員の質疑を許します。質疑はありませんか。

○栗林委員

何点か、ご質問させていただきます。

決算書65ページ、男女共同参画推進事業費に関して、ご質問させていただきます。

成果の説明書の39ページの中にありますが、事業の概要の中に、「やちまた男女共同参画だより」を発行し、区の回覧や関係各所に配付したとございますが、関係各所というのは具体的にどこに配付されたのか、確認がまず1点と。区の回覧に関しまして、区に加入していない方、世帯へは回覧等は実際には回らないような状態なんです。そういう世帯に対する周知の方法を確認させてください。

○飯田企画政策課長

お答えします。

まず、配布している場所、関係各所ですけれども、中央公民館、図書館などの行政施設、こちらになります。

それから回覧、区に入られていない方への対応では、これという形を取っているわけではないんですけれども、市のホームページ、ツイッター、SNS、そういったところに掲載させ

ていただいて、周知を図っているところでございます。

○栗林委員

続きまして、決算書71ページ、説明書の48ページになります。

事務改善推進費のところの成果の中で、外部の方に来ていただいて、事業の継続と見直し、改善というところで、事業費名をこちらに記載していただいています。

実際、どのような事業改善、見直し等のご意見が挙げたのか、令和4年度、また今後に関して、どのように、いわゆる改善に向けての計画等、具体化がされているかの確認です。お願いします。

○飯田企画政策課長

お答えします。

まず、成果の報告書で一覧表になっている事業内容なんですけれども、それごとにどのような意見があったか、それと対応ということだと思えますけれども。

一番上のつくし園管理運営費、こちらにつきましては、意見としまして、利用者数が伸びていないことから周知の仕方、それから運営の方法、管理の在り方について、改善が必要であるといった内容でございました。

次に、小・中学校の施設整備事業費、維持管理費につきましては、今後、児童・生徒数が減少していくことが見込まれる中で、子どもたちのことを考え、学校施設の在り方について検討する場がない、教育水準をどのように担保していくのか、早急に検討する動きをつくるべきといったご意見でございました。

次に、小学校教育振興費につきましては、学校におけるICT環境整備について、教育委員会目線での構想と市の財政的な視点、学校現場での実務上の視点をすり合わせて、現実的に継続して運用できる範囲を考えていく必要があるといった指摘の内容でございました。

次に、在宅老人援護対策費につきましては、高齢者外出支援タクシー制度について、成果や妥当性の検証を着実に実施し、どのような形が最適なのか、公共交通を含めて大局的な意見が出されるべきとの意見がございました。

次に、おやこサロン運営事業費につきましては、利用状況の調査を行い、事業の必要性の検証や、乳幼児から児童・生徒までを継続して見守っていける体制づくりを考える必要があるとの指摘内容でございました。

それから次に、子育て支援センター事業につきましては、市として長期的な在り方を定めていく必要があり、関係部署との連携の確立や、おやこサロンなどの類似事業の整理を含めた見直し、改善の指摘内容がございました。

外部評価の結果として示された内容について、各課がどのような方向で見直しをするかということについて、市の対応方針が次にあるわけですけれども。

まず、つくし園の方につきましては、普段の養育や季節の行事、専門職と行う活動のほか、各種相談事業の内容等を定期的にホームページ等に掲載し、つくし園の活動内容を周知する。それから、利用しやすい仕組みづくりとしまして、幼稚園や保育園との併用児が年々増えているので、園の行事等の都合で午後の療育の方が利用しやすいとの意見が寄せられているた

め、ご要望に沿った体制を整えることや、定期的にご利用いただくための集団療育と個別指導の利用の仕方を一人ひとりのニーズに合わせて提案するなど、利用しやすい仕組みをつくってまいるといった対応方針が示されています。

それから、小・中学校施設整備事業費の関係なんですけれども、維持管理費等を含めてですけれども、少子化による児童・生徒数の減少の中で、学級数等を考慮し、子どもたちに最良の教育を提供していくための学校施設の在り方について検討していく。また、学校施設の在り方を踏まえた中で、多方面からの検討を行う体制づくりについて、調査研究を進めていくといった方針を示しております。

小学校教育振興費（GIGAスクール構想）についてですけれども、こちらについては文部科学省が策定した環境整備の5か年計画、そちらを基準として整備を進めているところであり、2022年に整備完了することを目標に進めていると。また、ICT環境の整備により現場では1人1台端末を活用して、4つのステップで段階的にICTの活用に関する学習を進めている、2023年度末までに最終段階まで浸透させることを目標に進めていくといった内容を示しております。

また、在宅老人援護対策費、高齢者外出支援タクシー制度については、昨年のことにはなるんですけれども、平成29年3月に策定した八街市地域公共交通再編実施計画の中で、ふれあいバス路線の改正と併せて高齢者の交通手段の確保策として導入したところではございますけれども、高齢者人口の増加に対し、財政負担を考慮した中で制度を維持していくことが課題となっているので、外出支援策の見直しを進める中で、高齢者外出支援制度の在り方についても検討していくといった内容となっております。

あと、おやこサロン運営事業費については、おやこサロン「ひまわり」の利用状況を調査研究し、事業の必要性の検証や位置づけを明確化していきたいといった内容となっております。

それから、子育て支援センター事業につきましては、子育て支援センターとおやこサロンの関連性については、重複する年齢層などを考慮し、事業内容の洗い出しを行い、位置づけを明確にしていきたいといった内容となっております。

主な対応方針としては以上となっております、今年度、この目標に向けて、各課、関係機関で進めているところでございます。

○栗林委員

続きまして、決算書は同じページになりますが、成果の説明書は49ページになりますけれども、非核平和関係費の中で、平和首長会議の活性化を図るとありましたが、令和3年度、実際に活性化としてどのようなことがなされたか、確認させてください。また今後の目標等があれば、お願いいたします。

○湯浅総務課長

平和首長会議のメンバーシップ納付金についてでございますが、平和首長会議に八街市は加盟しております、首長会議におきまして加盟都市相互の緊密な連帯を通じて核兵器廃絶の市民意識を国際的な規模で喚起するとともに、人類の共存を脅かす飢餓、貧困等の諸問題の解決、さらには難民問題、人権問題の解決及び環境保護のために努力し、もって世界恒久平

和の実現に寄与することを目的とするということで、この会議によって、いろいろな、本市でも意思表示をしているところがございます。いろいろな、今申し上げた内容の関係機関への訴えとか、そういったものを行っているということです。

○栗林委員

では、特別、具体的に何か八街市として、先ほど説明の中にもありましたが、市民意識を高める、それで世界平和に向けてというところで、市民意識の向上に向けて具体的に何かされるというよりは、市長が会議に参加することによっていろいろな情報を得てくるというような考えになるのでしょうか。

○湯浅総務課長

実際、具体的な行動としては、8月の終戦記念日に合わせて原爆のパネル展示などを実施しております。

○栗林委員

ありがとうございました。

続きまして、同じく決算書71ページ、説明書では50ページになります。

移住定住促進事業費の中にありますが、先ほども歳入でちょっと説明があったところですが、八街市の方で令和3年4月22日、いい夫婦の日から実施された事業というところで、令和3年度の実績が7件ありました。

7件の方に、今後に向けても大切だと思うんですけども、アンケート調査をしたりとか、市長との対談等で、こういう事業があつて大変助かったとか、こういうふうを活用したという事例というか、そういうところで担当課の方に声が届いていたら、具体的にどういうものがあつたかというのと、今後に関しては、ホームページとかでそういうのを紹介するのも1つの方法ではないかなと思っていますので、確認です。

○飯田企画政策課長

お答えします。

昨年度から結婚新生活支援事業補助金を交付しております、お答えいただいたように7件の申請、交付をしております。内容としましては、住居の購入が2件と、それから賃借が5件というふうになっております。交付した後の意見としまして、皆さんからは助かったといったようなお声を頂いております。

周知につきましては、現在はホームページや広報、そういった中で周知を行っているんですけども、件数が伸びるように、それ以外に何かあるかどうか、その辺は研究してまいりたいというふうに考えております。

○栗林委員

続きまして、決算書77ページです。市税徴収事務費になります。

説明書の59ページなんですけれども、最入のところで、丸山委員からも一部、質問があつたと思うんですけども、事業の成果の中に、納税者の納付環境の充実及び徴税職員の充実が必要と考えられるとありました。結果を踏まえて、どのように今後の事業の展開を図られるか、具体的に、環境の充実、職員の充実にはどういうところが必要と考えられているか、

確認させていただきます。

○峯島納税課長

まず、納税者の納付環境の充実の件なんですけれども、今現在、納付環境につきましてはかなり充実を図っております、直近で言いますと、スマホ決済を今年1月から始めたところでございます。昔は口座振替と窓口収納しかなかったんですけれども、徐々にコンビニ収納が始まって、それからペイジー、クレジット収納、直近ではスマホ決済と。今後といたしましては、QRコードでの決済も見込んでいるところでございます。

それから、納税職員の充実ということでございますけれども、今現在、2年に1度、県の税務課に1年間、研修に職員を派遣しております、県の業務を勉強していただいて、こちらに戻ってきていただいて、その経験を活かして業務を行っていただいて、結果を出していただいているということでございます。今後もそれにつきましては継続してまいりたいと考えております。

○栗林委員

ただいまご説明のありましたスマホ決済に関してなんですが、1月からということで、実際、私もさせていただいて、本当にいつでもどこでもという形でできるので、とても便利なんですけれども、1月から決済を活用して、令和3年度3月末まででどのぐらいの納入があったか、まとめていらっしゃいますか。

○峯島納税課長

まず、件数なんですけれども、年度途中の1月から始めておりますので、令和3年度の実績といたしましては77件、金額でいいますと138万9千500円となっております。

ちなみに、令和4年度4月から8月の5か月間の実績も申し上げておきますと、件数といたしまして3千196件、金額といたしまして4千136万790円となっております。

ちなみに、件数ベースで申し上げますと、全納付件数のうちの割合といたしまして1.39パーセントを占めております、近隣等の情報では1パーセント程度を見込めるだろうと思っていたところなんです、予測よりも使用されている方が多いというような実績になっております。

以上です。

○栗林委員

若い方たちはやはりスマホでの決済を日常的に使われているので、お仕事の勤務時間が多様化されているところで窓口まで行かなくていいというのはとても便利だと思います。ただ、ちょっと不安に思われている方もいらっしゃいますので、納入に際して、いろんな、何と、いうのか、機関とか、そういうものが活用できるということは、改めて周知していただきながら、納入に向けていただけるといいのではないかと思います。

あと、すみません、ちょっと確認なんですけど、例えば滞納者の方で相談に来られて、分割で納入するという方たちも、こういうスマホ決済の対象になるのでしょうか。

○峯島納税課長

分割納付書を使用していただいてもスマホ決済ができるようになっております。

○栗林委員

ありがとうございます。

○角委員長

20分経過いたしましたので、一旦ほかの方に。

ほかに質疑はありませんか。

○石井委員

質問させていただきます。決算書23ページ、15款使用料及び手数料、総務使用料、庁舎建物等使用料、この詳細について、歳入について、教えていただけますでしょうか。

○和田財政課長

庁舎建物等使用料558万713円の内訳といたしましては、市役所敷地内と集会所敷地内の電柱等の使用料が4万7千832円、市役所敷地内にあるATM、ケーブルテレビの使用料が2万2千265円、出先機関の職員の駐車に関する使用料が547万1千963円。

この547万1千円の内訳といたしまして、総務費分はクリーンセンターなど、外施設の371万8千169円、教育費分、公民館などが175万3千794円ということになってございます。

そのほか、ウェザーニューズのレーダー観測器の電気代3万2千633円。

そのほかについては、ポストですとか公衆電話、それから駐在所の電柱など、6千20円というような形で、使用料が入っているところでございます。

○石井委員

レーダー観測器に関しては、どこからどのように入って、歳入として確保されるのでしょうか。

○和田財政課長

ウェザーニューズにつきまして、電気代については先ほども3万2千633円ということですが、土地代について、占用料はちょっと確認させていただきます。申し訳ございません。

○石井委員

雨量計については歳入として入っているのでしょうか。雨量計が市内に2か所あると思うんですけど。

○和田財政課長

特に中央公民館の方にある雨量計ですとか、そちらについてはそれぞれの行政財産管理者ということで、公園の管理者である財産管理部長、建設部長ですとか、そちらの方の占用料、収入の方へ入っているというふうに考えてございます。

○石井委員

分かりました。

ATMはなくなりましたら、今後は計上されないと考えられますけれども、適切な使用料、歳入の確保に努めていただきたい、このように思います。

続いて、決算書25ページ、総務手数料について、ご質問させていただくんですが。

許可地縁団体告示事項証明手数料とあるんですけど、これはどこの地縁団体で、何件ぐらいの手数料なんですか。どのようなものとして証明されるのでしょうか。

○宮田市民協働推進係長

お答えさせていただきます。

こちらにつきましては、現在は9個の区、それと自治会で13団体、そちらの証明手数料になります。

○石井委員

手数料として行政区、9個の区と13団体から手数料を頂くということなんですよ、発行手数料を頂くということで理解してよろしいでしょうか。

○宮田市民協働推進係長

こちらにつきましては、希望された団体につきまして手数料を頂くという形になります。全部の団体が交付を受けているというわけではございません。

○石井委員

すみません、地縁団体の証明書というのは何に使われるんですか。そこだけ、ちょっと1点教えてください。

○宮田市民協働推進係長

こちらにつきましては法人格を持たせるものですので、銀行の手続とか、あと登記するとか、そういったものに必要になってきます。

○石井委員

よく分かりました。初めて見たかなと思ったところなので、すみません、確認させていただきました。ありがとうございます。

次の行政区域境界確認書写し交付手数料、これについてはどのような扱いで、何件ぐらい、扱われているのでしょうか。

○湯浅総務課長

こちらの交付件数は4件でございます。

○石井委員

すみません。どのようなときに使われるんですか。

○湯浅総務課長

行政境界に関わる民間の開発等に伴う境界確認のために使われるということです。

○石井委員

すみません。勉強になりました。ありがとうございます。

それでは、決算書33ページ、総務費委託金についてでございます。

自衛官募集事務費委託金で37万9千円ということになっているんですけど、これについて、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○湯浅総務課長

こちらにつきましては、自衛隊員の募集を市町村で行っている場合、事務費の委託金が支払われるものでございます。

○石井委員

国か、県か。

○湯浅総務課長

県からでございます。

○石井委員

国ですよ。

○湯浅総務課長

国でございます。

○石井委員

そうですね。

すみません。ちょっと確認なんですけど、八街市として募集しているので、自衛隊協力会を含めて、様々、この前の落花生まつりでもいろいろ協力されている姿を拝見しているものですから、こういうものがあって、委託金として、国からしっかりと活動に対して委託されて、お金を頂いているという理解でいいですよ。ありがとうございます。

次、決算書35ページ、総務費県補助金の防犯カメラ設置事業補助金について、お聞きいたします。

20万円の歳入について、まずお聞かせください。よろしく申し上げます。

○宮澤防災課長

こちらにつきましては市の方で防犯カメラを設置した場合の費用として、20万円の補助金をもらってつけたものです。つけた場所につきましては、八街郵便局のところの交差点についております防犯カメラの更新になります。

○石井委員

更新工事についても補助金がついたということによろしいですか。

○宮澤防災課長

はい。

○石井委員

ありがとうございます。

その次の、防犯ボックス設置・運営事業補助金についても、ちょっとお願いします。

○宮澤防災課長

こちらにつきましては防犯ボックスの補助金ということですが、実質的には、セーフティーアドバイザーが3名いらっしゃるんですが、そちらの人件費分の補助ということで、運営補助を頂いております。

○石井委員

決算書71ページ、主要施策の成果の説明書の47ページにもあるんですけども、防犯ボックス勤務員の活動ということで今3名の人件費を確保されているということですけど、今後どのように対応していくのか。

要は、令和元年まではしっかり県の補助金を頂けていたと思うんですけど、その後は市の単

費である程度を計上しています。令和2年度に20万円、令和3年度に10万円を県の補助金で頂いているとしても、防犯ボックスの効果も含めて、今後どのように八街市の防災として位置づけて、続けていくのか、担当課としてはどのように思っていますか。

○宮澤防災課長

石井委員のおっしゃったとおり、確かに運営補助金として令和3年度決算に600万円で作ってありますが、令和3年度で一応5年間ということで終了になります。

当然、現在も防犯ボックスは運営しているんですが、単費で行っているのが現状でございます。防犯ボックスにつきましては、今現在は南口にありまして、周辺のパトロール、青パトによる巡回等も積極的に行っていただいておりますので、防犯の効果はかなり高いものだと思います。

また、交番が八街駅にはあるんですが、北口にありますので、南口の方のお客さんは、ある程度、交番のような形で、いろいろな相談とか、そういった形で防犯ボックスに来られる方もいらっしゃるの、そちらへの対応も現在行っていただいております。

○石井委員

担当課長としては、非常に効果がある、南口の防犯に役立っているという理解でよろしいですかね。

いずれ、長い延長線上では警察署設置への一里塚だというふうに理解しているんですけど、防犯ボックスは前知事が推奨してきて、新しい知事になって、このような形になるんですけど、今後、市長、防犯ボックスは。知事が新しくなって、立ち位置が変わってくるんじゃないかと、私は理解しているんですね。

担当課長、私も含めて、抑止力として大いに効果があるというふうに理解しているんですけど、今後を長い目で見て、警察署設置の一里塚の中の防犯ボックスも含めて、今後の立ち位置、防犯ボックスを市長はどのように考えていらっしゃるか、ちょっと教えていただけますか。

○北村市長

今、八街市は南口に防犯ボックスがあるわけでございますけれども、本当に頑張っていたら、市民の安心安全のためにご尽力を賜っております。改めて防犯ボックスの方々に敬意と感謝を申し上げる次第でございます。また、市民の間でも防犯パトロール等々を行っております、3組おられますけれども、そういった方々のお力添えも頂いておりますので、あわせて、そういった防犯パトロールをしている方々への感謝もしているところでございます。

今後のことについての石井委員のお話だと思いますけれども、私は引き続き市民の安心安全のために防犯ボックスを推進してまいりたいと考えております。

○石井委員

市長から、継続してやっていくんだというような意思を示していただきました。新しい知事になっても、県からの補助金を要請していただきながら、充実に努めていただければと思うんですけども。

先ほどの防犯ボックスは特にそうなんですけど、防犯カメラの設置も含めて、災害があったとき、また犯罪があったとき、防犯カメラは決定的な証拠になると言われています。

昔、質問したこともあるんですけども、防犯カメラをもっと設置して、できれば普及促進に努めてもらいたいという話をしているんですけど、できれば防犯ボックスと併せて、防犯カメラの設置を、今後、担当課長、できれば、幅広く推進していただきたいんですが、いかがでしょう。

○宮澤防災課長

防犯カメラの設置につきましては、このところ、壊れたものの更新ばかりになっているんですが、今後も八街幹部交番等と協議を重ねまして、設置場所等、また増やしていく場所についても検討してまいりたいと考えております。

○石井委員

確かにここ2年ほど更新が続いているので、よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、地域少子化対策重点推進補助金は少子化対策の補助金なんですけど、この歳入について、ちょっと教えていただけますでしょうか、どのような目的で入っているか。

○飯田企画政策課長

地域少子化対策重点推進補助金ですけども、歳出としましては先ほども出ましたけれども、八街市結婚新生活支援事業補助金の方に県の補助金という形で頂いておりまして、内容は先ほど申したとおりで、令和3年度の実績は7件となっております。

○石井委員

ありがとうございます。

少子化対策ということなんですけど、70万円の支出根拠は。県はどのような形で算出されているのでしょうか。

○飯田企画政策課長

こちらは実際に申請があったものに交付するんですけども、1件当たり30万円を上限としまして2分の1の補助率という形になっております。

○石井委員

1件当たり15万円ということになるんですかね。30万円の半分ですか。

○飯田企画政策課長

1件の申請として2分の1補助という形からまず始まります。2分の1が30万円まで達した場合には30万円が限度になるといった内容になっております。

○石井委員

今年度の実績は7件ということなんですけど、実績に応じてということになるのか、例えば八街市新生活支援事業補助金全体として支出していただいているのか。今後、県からの支出額はどのように変わっていくのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○飯田企画政策課長

こちらは実績に対して交付で、こちらから県の方に申請しまして、それに対して補助金がつくといった内容になっております。昨年度から始まったところで、今年度も同じような形で

進めております。昨年度の実績としましては75万円という形になっております。

○石井委員

令和4年度、今度は令和5年度になりますけど、要望すれば少し増額されるということでしょうか。

○飯田企画政策課長

すみません。今お答えしたのは令和3年度決算の内容でお答えさせていただいておまして、令和4年度は基本的には昨年と同様の形で予算要求しております。実際には、申請いただいた実績に対して、また県の方からの補助金の交付を要求するといった内容になっております。

実際の対象としましては、千葉県の人口推移、結婚の数、そういったところから八街市はどのぐらいかを推定して、あとは財政等の協議の中から可能な範囲で予算計上させていただいているところでございます。

○石井委員

分かりました。まだ令和4年度の途中なので、実績が増えていけば、その辺の数も変わっていくんじゃないかというふうに思いますので、手厚い支援に向けてよろしく願いできればというふうに思います。よろしくお祈りします。

決算書55ページ、主要施策の成果の説明書21ページでございます。

職員研修費についてなんですけれども、今年度はちょっと減額ということになっているんですが、昨年度決算だと、増額して職員研修の充実に努めていくということで担当課長が答弁されています。角委員から、職員研修にどんどん努めてほしいということだったんですけど、コロナ禍の中でなかなかできない部分もあったと思うんですけれども、令和3年度の職員研修費全般について、ご説明をお願いします。

○湯浅総務課長

お答えいたします。

職員研修につきましては、令和2年度は延べ人数で462名、令和3年度は575名ということで、113名の増でございます。令和2年度はコロナの影響で人事評価研修が未実施であったということでございます。また、伐木研修という、チェーンソーを操る人の研修になるんですが、こちらに20人の職員を参加させておりますので、その研修費が1名2万2千円ということで、非常に高額になっております。その辺で差が出ているということです。

○石井委員

なるほど。分かりました。

○角委員長

会議中ですが、ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前11時16分)

(再開 午前11時25分)

○角委員長

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

和田財政課長から発言を求められておりますので、これを許します。

○和田財政課長

先ほど石井委員から使用料及び手数料の中で、株式会社ウェザーニューズから使用料が入っているのかということで確認させていただきました。こちらについては、総合保健福祉センターの管理が令和3年度につきましては民生の方でございましたので、民生使用料として屋上レーダー設置部分で6万8千819円の歳入がされたところでございます。

○角委員長

石井委員、よろしいですか。

○石井委員

大丈夫です。

○角委員長

それでは、ほかに質疑はありませんか。

○丸山委員

それではお伺いいたします。

歳入15款総務使用料、先ほども庁舎建物等使用料のところの説明いただいたわけなんです、市内の幹部交番の土地あるいは派出所の土地というのは八街市の土地となっているのかどうか、その辺はどうでしょうか。

○宮澤防災課長

市内の幹部交番また榎戸交番、西林駐在所、吉倉交番、あと駅前交番、こちらにつきましては市の土地でありまして、18款財産収入の方の土地貸付料ということで費用を頂いております。

○丸山委員

今、18款の方でということなんですが、庁舎建物等ではないということで分けてあるということかしら。

○和田財政課長

すみません。こちらの分につきましては、八街市行政財産使用料徴収条例によりまして使用料ということで、500円、西林駐在所の電柱の使用料ということで、担当は防災課というような形で歳入に入っております。

○丸山委員

使用料に電柱は入っている、土地に関しては、こちらの貸付料で、分けてあるということですね。了解いたしました。

決算書29ページ、総務管理費補助金なんですが、社会保障・税番号制度システム整備費補助金106万円、繰越明許費350万9千円と。どのような整備だったのか、お伺いいたします。

○細野システム管理課長

社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては、まず私どもの方では備考欄の106万4千円分について、ご説明させていただきます。

こちらは行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法に基づく情報基盤の整備を図ることを目的とした補助金であり、内容といたしましては歳出の電算管理費の方に中間サーバープラットフォーム運用経費交付金として支出してございます。この交付金416万3千円のうち、次期システムの設計移行経費がそのうち106万4千円を占めており、こちらの106万4千円分につきましては国が10分の10を負担することとなっておりますので、次期システム移行経費の財源として充当したものでございます。

○中澤市民課長

明許繰越分の350万9千円につきましては、令和元年5月に交付されましたデジタル手続法において、国外転出者によるマイナンバーカード、電子証明書等の利用実現を図ることを目的とした住民基本台帳システムの改修に充てる補助金でございます。

改修の目的としましては、国外に長期滞在する日本国民の増加やデジタル化の進展により、官民のオンライン手続が多様化しており、国外転出者についてもインターネット上で確実な本人確認を行うニーズの高まりを受けて、国外転出後も戸籍の付票を個人認証の基盤として活用し、国外転出者によるマイナンバーカード、電子証明書の利用を実現することを目的としたものです。この改修によってマイナポータルの利用や年金の現況届の手続のオンライン化、また将来的には在外投票におけるインターネット投票などが可能となってくる予定でございます。

○丸山委員

着々とマイナンバーカード活用に向けた整備が進められているということなのですが、令和3年度のマイナポイント事業費補助金366万8千円ということなのですが、どのような内容だったのか、お伺いします。

○飯田企画政策課長

マイナポイント事業費補助金についてですけれども、こちらは市役所1階、第1庁舎1階ロビーにマイナポイント支援窓口を設置して、臨時職員、2名の支援員を配置した雇用の金額という形になっております。

○丸山委員

あと、決算書32ページの委託金、総務費委託金で個人番号カード交付事業費補助金3千300万円が執行されたわけなんですけれども、説明書61ページ、ここでは国庫支出金は2千327万円ということになっております。ほかに活用先があったのかどうか、その辺についてはどうでしょう。

○中澤市民課長

この交付金につきましては、事業に充てる分と事務費に充てる分がございまして、事務費分としまして市町村における個人番号カードの交付事務に必要な人件費や郵送料、出張申請サポートなどの経費に対して補助されているもので、会計年度任用職員をマイナンバーカード交付事務に対して3名ほど雇用しておりますので、そちらに充当されております。

○丸山委員

では、約1千万円は会計年度任用職員の方に活用されたということによろしいんですか。

○中澤市民課長

3千309万1千円のうち、1千73万5千円を事務費として計上しております。

○丸山委員

了解いたしました。

次に、同じく16款委託金で、決算書33ページ、先ほども質問がありました、自衛官募集事務費委託金なんですが、令和2年度は3万3千円だったわけですが、令和3年度は3万7千9百円ということで、かなりの増額となっております。どういう経緯があったのか、お伺いいたします。

○湯浅総務課長

お答えいたします。

この委託金につきましては、県より毎年、自衛官募集事務費の要望調査がございます。その際に、実績を踏まえまして、常に増額要望をしておりました。令和3年度は委託金配分の見直しが行われたため、増額となったものでございます。

なお、募集事務内容につきましては変更はなく、広報やちまたへの掲載、八街駅自由通路へのポスター掲示でございます。

○丸山委員

令和3年度予算では8万8千円だったわけですね。その後、3万7千9百円という状況になったわけなんですけれども、これは要求したからだということなんですが、事務量がかなり変わってきたのか、その辺を再度説明いただきたいと思います。

○湯浅総務課長

お答えします。

先ほど申し上げましたとおり、募集内容、募集事務の内容につきましては変わってございません。

○丸山委員

変わっていないのになぜ増えたのかというのがちょっと疑問なんです、なぜ増えたのかというところをもう一度説明いただけますか。

○湯浅総務課長

我々の方で実績報告を出すわけですが、その際に広報やちまたへの掲載費用として4万5千831円、自由通路へのポスター掲示として4万2千400円、合計で4万8千231円かかっているという前提の下、要望調査で委託金の増額を要望しております。

○丸山委員

分かりました。

自衛隊の方からも市役所窓口へ来て、名簿等の確認があるのではないかというふうに思いまされども、住民基本台帳による情報の提供の状況、令和3年度はどうだったんでしょうか。

○中澤市民課長

この関係につきましては住民基本台帳の閲覧という形になるかと思いますが、特に申請等は

ございませんでした。

○丸山委員

では、住民基本台帳の閲覧はなかった、あるいは電子媒体での使用もなかったということによろしいですか。

○中澤市民課長

そういった事業をしたいというような申出はございましたけれども、こちらで検討しまして、閲覧で対応願いたいということで回答しましたところ、実際の閲覧はございませんでした。

○丸山委員

やはり相手が自衛隊といえども、個人情報の保護を求める住民の声を尊重して、担当課が対応されたことは正解だったかなというふうに思います。ぜひ地方自治の立場からも、そういった対応を今後もしていただきたいというふうに思います。

それから、決算書53ページ、会計年度任用職員について、お伺いするわけですが、八街市全体の予算では、会計年度任用職員は289人、正規職員は上下水道を入れて588人、877人だった。予算のときには会計年度任用職員が33パーセントを占めているという説明があったわけなんですけど、決算ではどのような状況になったのか、お伺いいたします。

○湯浅総務課長

人数で申し上げますと、249名ということです。

○丸山委員

会計年度任用職員は令和3年度は249名だったと。前年度よりも少なくなったということによろしいですか。

○湯浅総務課長

申し訳ございません。307名です。訂正して、おわび申し上げます。

○丸山委員

そうしますと、会計年度任用職員の占める割合というのは何パーセントになるのでしょうか。

○湯浅総務課長

約38パーセントでございます。

○丸山委員

4割近くを会計年度任用職員の皆さんによって支えられているということなんですけど、年々この比率は高まってくるんですが、予算審議のときにも指摘しましたけど、災害時の対応をどのようにしていこうとしているのか。会計年度任用職員の皆さんに災害のところまで対応していただけるのかどうか、そういったところではどのように検討されていますでしょうか。

○湯浅総務課長

会計年度任用職員につきましては、その雇用形態から、任用されている仕事以外の対応は難しいものと考えておりますので、災害時対応はしていただかないということになります。

○丸山委員

そういう意味では、災害時の対応策としては正規職員をきちんと計画的に増員していく必要があるのではないかとこのように思います。八街市も4年前に大変な災害を受け、状況的に

は本当に大変で、職員の皆さんに本当に一丸となって対策、対応をしていただいたわけなんですけれども、やはり正規職員がいないと対応しきれないということは重々、痛いほど分かっているはずだと思います。今後とも計画的な正規職員の配置を検討すべきであるというふうに思いますが、その辺についてはどうでしょうか。

○湯浅総務課長

各年度の職員採用計画では、毎年ヒアリングを実施しまして、事務事業の内容及び事務量とのバランスを考慮しながら、中長期的な視点で計画的に採用してまいりたいというふうに考えております。

○丸山委員

中長期的ということのようなんですけれども、これからも大きな災害はあり得るということで、いつでも対応できる体制は取っておかなければならないという点では、中長期というよりも、本当に来年度からどうするのかというところでの対策、対応をぜひお願いしておきます。

それから、決算書55ページ、秘書関係費、市長交際費についてであります。

予算80万円に対し14万6千円の支出ということでしたが、今後、市民感覚と合致したものになるよう、十分これからも配慮していかなければならないというふうに思います。改めて市長の見解をお伺いいたします。

○田中秘書広報課長

市長交際費の予算80万円ということですが、ここ何年か、新型コロナウイルス感染症の影響により支出が少なくなっているのは事実でございます。今後につきましては、コロナが収束した形になれば、また従前どおりに戻ってくると思っておりますので、支出につきましては今後につきましても適切な支出を心がけてまいりたいと考えております。

○角委員長

丸山委員に申し上げます。1回の質疑時間が20分を超えましたので、ほかの委員と交代してください。

ほかに質疑はありませんか。

○栗林委員

決算書81ページ、説明書63ページの旅券事務費について、お伺いいたします。

昨年も確認させていただいた件なんですけれども、令和3年度の申請件数126件に対して交付枚数が118件ということで、10年分で8件、5年分で3件、いわゆる申請に対して交付が減っているというのは、年度またぎというか、次年度に繰り越されている分があるということでしょうか。

○中澤市民課長

前回のときもそのような回答をさせていただいたと思いますが、同様でございます。

○栗林委員

その中で、令和3年度、失効件数というのはありますか。

○中澤市民課長

申請された方の中で申請取消しをされた方は1件ございました。あと、取りに来ずに返却になった方はございませんでした。

○栗林委員

こちらの説明の中にも書いてありますが、いわゆる市町村で交付できるようになって本当に利便性が高まっていますので、今回は失効はなかったと思うのですが、失効があると、その分、経費的にも事務的にもちょっと無駄が生じることがあるので、年度またぎというのはしやうがないと思うのですが、申請した方は漏れなくお手元に交付できるように、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、決算書81ページの選挙管理委員会費と併せて選挙啓発費について、確認させていただきます。

まず、選挙管理委員会費、説明書の65ページ、概要の中で、投票率が低下傾向なので研修の参加や関係書籍等の購入により選挙管理委員会の知識向上を図るとありますが、具体的に令和3年度に行われた内容を確認させていただきたいと思ひます。

○湯浅選挙管理委員会事務局長

委員への研修といひますか、まず冊子を購入しまして、新しい情報を常に自分の中に整えていただくといひようなことを行ひました。いつ、なんどきでも、そういった選挙の知識を使えるようにしていただくといひことです。

○栗林委員

これは、いわゆる選挙管理委員会の職員や、選挙管理委員会の委託を受けた方に対してといひことでよろしいですよね、今の内容は。

○角委員長

もう一度。

○栗林委員

ごめんなさい。すみません。選挙管理委員会費で先ほどご答弁いただいた内容に関しましては、いわゆる選挙管理委員会に所属する職員もしくは選挙管理委員として委託を受けた方に対するものといひことでよろしいんですよね。

○湯浅選挙管理委員会事務局長

選挙管理委員に対してといひことです。

○栗林委員

低下傾向、実際に低下しているんですけど、投票率といひものは、具体的にはどのように向上に向けて役立つものになるのか、選挙に関する知識を持ていただきたいといひところはあるんですけども、具体的にその方たちがどのような形で選挙の投票率の向上に向けたことができるのかといひところで、再度お願ひします。

○湯浅選挙管理委員会事務局長

既に先進的な活動を行って、投票率向上の成果を上げている先進事例とかもこちらに載っていますので、そういったものを取り入れていただくといひことになります。

○栗林委員

項目は違うんですけども、説明書66ページの選挙啓発費の方で、今回はコロナ感染対策等の観点から、大規模商業施設及び駅周辺での啓発活動は中止という形にされたんですけども、今後も、こういう感染症に対しては分からない部分があるんですけども、踏まえた上で、令和3年度は中止だったけど、今後はこのようにやっていったらいいのではないかと、先ほどの選挙管理委員会の方たちが学習した上で、それが市民に活かされるようなことはございますか。

○湯浅選挙管理委員会事務局長

本年度もまだコロナ収束には至っていないという状況で、大型施設で手渡しでパンフレットを配布して啓発するとか、そういったことについては今のところ控えていきたいというふうに考えております。

○栗林委員

続きまして、決算書85ページ、各種統計調査費、説明書69ページになりますけれども、すみません、細かいところ、数字のところ、報償費が予算6千円に対して0になっております。あと、役務費も減少した、実績が少ないんですけども、ちょっとこの点を教えてください。

○飯田企画政策課長

昨年については報償を出す対象がいなかったもので、予算の方は使っていないといった内容になります。

○栗林委員

役務費に関しては。

○飯田企画政策課長

調査票の郵送等に係る費用なんですけれども、当初の見込みよりも少なかったという形になりまして、このようなという形になっております。

○栗林委員

毎年いろいろな統計調査とかがあって、調査員の方に依頼されるというか、委託されると思うんですけども、近年の状況的に、確保が難しいとか、同じ方に毎回、実際に調査する方なので経験とかが必要かなというところはあるんですけども、調査員の確保に関して、ちょっと確認させてください。

○飯田企画政策課長

やはり基本的にはこれまでやっていただいている方にそのまま継続をお願いしている状況ではあるんですけども、既定の数に足りてはいるんですけども、高齢化等に伴いまして、若干減ってきている状況になっております。引き続きできるような方を探してはいるんですけども、現段階ではまだ基準的には満たしているもので、なるべくそういったところまで行かないように努力していきたいというふうに考えております。

○角委員長

会議中ですが、昼食のため休憩いたします。午後は1時10分から再開いたします。

(休憩 午前11時59分)

○角委員長

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

和田財政課長から発言を求められておりますので、これを許します。

○和田財政課長

午前中の石井委員の15款使用料及び手数料、総務使用料の中で庁舎建物等使用料の内訳はということでした。その中で、山田台の雨量計の設置箇所についての使用料はどういうふうになっているかということで確認させていただきました。

南部グラウンドにつきましては、財産管理者が教育委員会の方になりますけれども、千葉県が雨量計を設置しておりまして、使用料については免除という形になってございますので、ご回答させていただきます。よろしく申し上げます。

○角委員長

石井委員、大丈夫ですか。

○石井委員

ありがとうございます。

○角委員長

それでは、ほかに質疑はありませんか。

○丸山委員

私は午前中の質疑の途中で20分たってしまったので、大変申し訳ございません、決算書55ページの秘書関係費、市長交際費で再度質問させていただきます。

先ほどの秘書課長の答弁では、コロナ禍で支出が抑えられているんだ、コロナが治まったらみたいな答弁があったんですけども、やはり市長交際費に対しましては、市民の皆さんの対応にあまりいいものはございません。冷ややかに見ております。市民の税金じゃないかというところで大変厳しい見方がありまして、コロナ禍の中、せっかくなり上げてきた支出を抑えるやり方で、コロナが治まっても対応していくべきであるというふうに思います。そういう点では今後も十分配慮を求めていただきたいというふうに思います。

その辺について再度、市長交際費の在り方について、どのように検討していくのか、お伺いしたいと思います。

○田中秘書広報課長

今、委員の方が言われましたとおり、市長交際費というのは、市民の関心はとても大きいものがあるというふうに認識しております。けれども、市長として市を代表して各種団体が主催する総会や研修会、また懇親会等に参加することによって市民の意見を拝聴して、それを市政に活かすというのが現在の北村市長の姿勢でありますので、今後におきましても必要なものは支出するというので、適切な支出を心がけてまいりたいと考えております。

○丸山委員

今、全国的にも交際費に関わる見直しが随分図られています。自治体によっては交際費をな

くしてしまっているところもあるわけです。やはり交際費がなければ市民の声が聞こえないのかというと、決してそうではないというふうに思います。そういう点では、聞く耳をしっかり持ちながら市政運営していただきたいと思いますが、市長交際費は本当に抑えに抑える取組を進めていただきたい、このように思います。

それから、令和3年度に支出されているわけではないんですけども、市長にお伺いいたします、今大変問題になっている政治家と統一教会との関わりの問題で、北村市長は統一教会との関わりがあるのかどうか、その辺について答弁いただきたいと思います。

○北村市長

私の方にもマスコミ等々からお問合せがあるんですけど、私は一切、ゼロ以下に近いほど、統一教会とは何ら関わりはございません。

○丸山委員

感心いたしました。ぜひ今後ともこういった団体との関わりを持たない、公平な市政運営をしていただきたい。このことを申し上げておきます。

次に、決算書55ページの職員厚生費について、お伺いいたします。

職員が元気で働くために福利厚生の実、また健診率の向上と併せて年次休暇がどれだけ取得できているか、この把握も必要ではないかというふうに思います。職員の年次休暇取得の状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○湯浅総務課長

平均で10.7日でございます。

○丸山委員

10.7日というのは、近隣の佐倉市、四街道市、印西市、白井市、富里市の中で最下位の状況なんですね。なぜ取得率が低いのか、その辺についてはどのように分析されているでしょうか。

○湯浅総務課長

確かに10.7でございますので、もう少し職員が年次休暇を取得できるように、事業主行動計画に従いまして努力してまいりたいと思います。

○丸山委員

なぜ職員が取れないのか、取りづらいのか、その辺を分析することが必要ではないかと思うんですね。もしかしたら代替がなくて取りづらいのか、あるいは正規職員が不足しているから取れないのか、徹底した分析をして、職員の皆さんが本当に休暇を取って、元気で働ける、そういう環境づくりをしていかなければならないというふうに思います。

そういう点では、いま一つ、男性職員の育児休業取得について、せんだって条例がこの9月議会に出されて、条例の緩和の内容を総務常任委員会の中でも審議したところなんですけれども、八街市の育児休業取得率はどのような状況か、お伺いいたします。

○湯浅総務課長

お答えいたします。

育児休業を取得した職員でございますが、令和3年度で申し上げますと、女性職員は取得済

みが6名ということで、6名が対象で6名が取得、100パーセントでございます。男性職員につきましては7名が対象でございますが、取得者はゼロということで、0パーセントということになっております。

○丸山委員

県内の取得率は10.2パーセントということで、県も低いんですけど、それ以下であるということです。休暇も取れない、育児休暇もこのような状況ということは、やはり代替職員がいないということかなど。ですから、人的な環境をきちんと整えることを、まず優先に取り組んでいただきたいなというふうに思います。育児休暇の取りやすい環境というのは、人を確保するだけではなくて、やはりそれぞれの職員の意識改革も必要になってくるのではないかとこのように思いますので、ぜひそういう点での職員教育とともに、代替職員を確保いただきたい。職員の皆さんは、本当に八街市をよくしていきたいと働いている中心部隊ですから、中心部隊に対してのきちんとした対応策は喫緊の課題であるというふうに思いますので、新年度は男性の育児休暇はゼロでしたということのないように取り組んでいただきたい、このことを申し上げておきます。

次に、決算書57ページの広報費についてであります。

発行部数は2万部で、新聞折り込み部数1万6千950部、令和2年度と同じで、半数の世帯にしか届いていないということは、この間も指摘してきたところではありますが、せんだって、広報を全世帯に届けるために、シルバー人材センターから、ポスティングに参加しませんかという募集欄があったわけですが、委託内容について、どのような内容で行っていくのか、お伺いしたいと思います。

○田中秘書広報課長

現在、シルバー人材センターを含め、障害者就労支援施設等と協議を行っているところでございまして、現段階ではシルバー人材センターの方では配布の人員が確保できないということで、まずは人員の確保、そこから始めていただいているところでございます。具体的には、シルバー人材センターの方で今年度に確保できなければ、来年度早々の事業開始は難しくなるのかなと考えております。まずは人員の確保をお願いしているところでございます。

○丸山委員

シルバー人材センターの方で人員が確保できなければ、一般市民の方に対してもどんどん声をかけていく必要があるのかなというふうに思います。

ポスティングしない地域もあるわけですね。その地域についてはどのようにお考えなんでしょうか。

○田中秘書広報課長

お答えします。

募集していない地域につきましては、障害者就労支援施設の方でカバーしていただけるということで伺っております。

○丸山委員

あと、現在は八街市は3万2千世帯で、そのうち2万部の発行となるわけですが、今

後は3万2千世帯分の発行をしていくのかどうか、その辺について、お伺いいたします。

○田中秘書広報課長

市といたしましては全戸配布を目標にしておりますので、3万2千部の発行を目指して進めてまいりたいと考えております。

○丸山委員

今、八街市は市民協働ということを掲げて取り組んでいますけれども、八街市の情報が届いていない中での市民協働はなかなか進まない。こういった情報がきちんと市民のところへ届いて、初めて市民も参加する街づくりが進んでいくかと思っておりますので、ぜひ全戸配布できる体制を一日も早く取っていただきたい、このことを申し上げておきます。

それから、決算書63ページ、庁舎整備費について、お伺いいたします。

コロナ対策で第1庁舎のレイアウトを変更し、実施したわけなんですけれども、市民の皆さんから大変明るい雰囲気になって、行きやすくなったという声を、たくさん私は伺っております。職員の皆さんが本当に努力されて、明るい庁舎づくりを心がけていただいた結果だというふうに思います。

今後、庁舎内トイレ洋式化への改善はまだ残っていますけれども、今後どのように、いつまでに進められるのか、お伺いいたします。

○和田財政課長

庁舎トイレの洋式化についてなんですけれども、現在、第1庁舎につきましては設計の方を行っております、来年度の工事に向けまして設計委託をかけているところでございます。その中で、第1庁舎については全面的に洋式化が図られるということで考えております。

そのほか、保健福祉センターにつきましては順次、整備計画を立てながら、洋式化の方を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○丸山委員

それでは、決算書65ページ、公共施設等マネジメント推進事業費が18万9千円ということで執行率16.8パーセントにとどまったのは、コロナ感染を考慮して研修を見送りましたという報告なんですけれども、一方で市有財産利活用検討基本方針の策定であるとかが行われているわけなんですけれども、調査検討委員会はどのぐらい開かれ、また取組が進められているのか、その辺について、お伺いいたします。

○和田財政課長

公共施設等マネジメント推進事業費ということで、ここの予算につきましては研修に関する職員の旅費ですとか参考図書、それから職員が個別で行く市町村アカデミーなどの研修費なんですけれども、これらの研修を活かしまして、今、北口市有地の方向性についてですとか第2庁舎跡地関係の土地活用について、そのほか、市の方で所有している普通財産の有効な活用方法につきまして、うまくマネジメント推進という形で、市の歳入につながっていかないかという部分を十分に検討してまいりたいということで、こういう研修を行ってきたわけでございます。

コロナ禍において、全体的な、多くの職員に対する研修というのが行えなかったんですけれ

ども、利活用検討委員会の令和3年度につきましては、全部で2回ほど、幹事会、それから委員会を2回ずつ開催させていただいたところでございます。その中では、研修等で身につけた知識等を、それぞれの委員に、民間活力を導入した場合の官民連携手法ですとか、そういった部分でフィードバックしながら、十分に会議の中で検討を進めさせていただいたというふうに認識しているところでございます。

○丸山委員

八街市に必要なのは、北口、それから南口の活用であると思いますし、市有地で未使用となっている土地の活用であり、特に北口、南口に関しては、いつまでも先に持っていくわけにはいかないだろうと。多くの市民の皆さんから、特に北口は、もっと地域経済活性化のために活用してほしい、賑わいを持ってきてほしい、そういった声もたくさん聞いております。

そういった点では、調査検討委員会というのはいつまで開かれるのか、ある程度の方向をいつぐらいまでに出したいと思っているのか、その辺について、お伺いしたいと思います。

○和田財政課長

特に北口につきましては、民間活力を導入した官民連携手法を検討したい、できるだけ市の方の負担が少なく、民の方にも入っていただいたメリットがあるような、そのような手法を検討しながら整備することを考えてございまして、市として実施する初めての事例でございますので、今後、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている民間事業者の動向ということで、なかなか、今までサウンディングを何回かやらせていただいているところですけども、経営状況といたしますか、地域経済の動きにも影響が出てくるころだと思っておりますので、その辺の社会情勢を十分に見極めながら、まず計画をつくりまして、事業決定の時期というのを見極めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○丸山委員

まだまだかなということを感じますけれども、市民の皆さんの多くの声を聞きながら、北口を、市民の皆さんに造ってよかったねと言われるような、本当に市民と共有できる場所にしていただきたい、そんなふうに思います。

それから、交通安全対策費、決算書65ページ、交通安全施設整備に関してなんですけど、昨年に大変大きな事故があったということで、交通安全対策に関してはいろいろな取組がされてきております。特にカーブミラー設置については全市的な見直しがされたのか、その辺についてはどうでしょうか。

○宮澤防災課長

カーブミラーの設置につきまして、令和3年度につきましては新設が13基、そのうちの1つが蓄熱式のカーブミラー、それは四木につけたんですけども、そういう形になっております。

カーブミラーの設置につきましては基本的に区長、地元の方からの要望によりつけているんですけど、基本的に設置に問題がないところであれば要望されたところについては設置しております。

○角委員長

丸山委員に申し上げます。1回の質疑時間が20分を超えましたので、一旦ほかの委員に移ります。

ほかの委員はいらっしゃいますか。質疑はありませんか。

○石井委員

決算書53ページ、成果の説明書19ページなんですけれども。

職員厚生費の質問なんですけれども、説明書の方を見ますと、毎年の職員の受検率というんですかね、受診率が指摘されるんですけれども、令和3年度についてはメンタルヘルスの不調者を防ぐ未然に防ぐことを目的とし、全職員に対してそういうチェックを行ったということなんですけど、受検率は95.3パーセント、前年より少し改善されているような気がするんですけど、あわせて定期健康診断、人間ドックも併せてなんですけど、受診率は91.5パーセントなんですけど、全員の100パーセントを目指していくということだと思うんですけど、100パーセントを目指していく上で、とどまる要因というのは何かあるんですか。

要は、担当部課長がしっかり管理されている、管理体制はしっかりされていると思うんですけど、100パーセントの受診に向けて趣向を凝らしていけば、少なくとも99パーセント前後まで行くんじゃないかと理解しているんですけど、ならない要因というのをどのように分析されていらっしゃるでしょうか。

○湯浅総務課長

2つの健診といいますか、ストレスチェックと健康診断、2つの質問がございましたが、ストレスチェックにつきましては厚生労働省から配布されている無料ツールを活用して、各課でストレスチェックができる体制を整えております。ですので、もう少し受診率、受検率が上がってもいいのかなというふうに考えておりますので、所属長を通じまして、受検について呼びかけていただくという形が取れるかなと思っております。

健康診断業務でございますが、こちらは日本健康倶楽部というところに業務委託しておりますので、健診日は3日間の限定で行っているということで、ちょうどタイミングが合わない職員はいるのかなと。それ以外の日に実施ということになると、人間ドックへ行っていただく方法、今のところそれだけになってしまいますので、今後は実施日以外でも受検できるような手法を検討して、受診率の向上を目指してまいりたいと考えております。

○石井委員

ありがとうございます。

総務部長、担当課長は今そのように答弁されているんですけど、所属長から各部長等に伝達していただきたいということなんですけど、総務部長いかがでしょうか、この辺の徹底をどのようにしていくのでしょうか。

○片岡総務部長

当然、人事担当部から各所属の方に徹底していきたいと考えておりますので、その辺は周知していきたいと考えております。

○石井委員

頑張っ、皆さん、市民のために汗をかいていただいていると思います。健康でずっと勤め

ていただけるよう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、心理相談件数7件ということがあったんですけど、心理的なケアについて、職員は今のどのような状況になっているのか、ちょっと教えていただければと思ひます。

○湯浅総務課長

お答えいたします。

心理相談につきましては年2回、行ってございます。心理相談を受けた職員は3名でございます。

コンサルティングというのがあるんですが、それは年3回、6名の職員がそれを受けているということです。

ストレスチェックテストの結果、高ストレスであった者について、産業医と面談する前の事前相談ということで、1名の職員が受診しております。

○石井委員

一人ひとりが大切な人材ですので、職員のケアをさらに深めていただければありがたいと思ひます。担当課長、よろしくお願ひします。

続いて、決算書57ページ、説明書22ページです。訟務関係費ということで、ちょっとお聞かせいただきたいと思ひます。

訴訟があったと説明書に書いてあるんですけども、訴訟があった件数、2件の具体的な内容について、話ができるようであればお願ひします。

○湯浅総務課長

お答えいたします。

1件は課税処分取消しを求めた訴訟になります。もう一件は駅前の道路、バスロータリーの関係の訴訟となっております。

○石井委員

ちなみに、その2件についてはもう解決済みということで理解してよろしいでしょうか。

○湯浅総務課長

1件は令和3年度中に解決してございます。もう一件については、つい先日、勝訴というお返事を頂いております。

○石井委員

顧問弁護士はとても大事だと思ひますので、訴訟される場合もありますし、しなきゃいけない場合も出てくると思ひますので、対応の方をしっかりとやっていただければありがたいと思ひます。

続いて、決算書59ページ、成果の説明書27ページからなんですけど、財政調整基金、減債基金、公共施設等整備基金への積立金6千900万円ということなんですけど、基金を積み立てる意図、計画について、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○和田財政課長

お答えいたします。

公共施設等整備基金への積立金につきましては6千900万448円ということで決算額が

出てございます。

そのうち6千900万円分につきましては、令和2年の決算時に実質収支として出てきたものから財政調整基金に積み立てる金額というのが6億9千万円ほどございましたが、そのうち大体10パーセントぐらい、将来の公共施設、多々、老朽化していく公共施設等がございますので、その補修、管理運営費等に備えられるようにということで、公共施設等整備基金の方へ積立てをさせていただいているところでございます。大体10分の1ぐらいで、少しずつ準備していこうというふうに考えてございます。

残りの448円については、基金を原資といたしまして、会計課の方で、基金の運用ということで、大口の定期預金の中で利息が得られたものでございます。

○石井委員

10分の1程度、今後も積み立てていくという形になりますかね、そういった計画をお持ちになっているということによろしいですかね。

先ほど丸山委員の質問にもありましたけど、公共ストックマネジメントともリンクしてくると思うので、しっかりその辺の管理をお願いしたい、このように思います。

続いて、説明書28ページなんですけど、会計管理費についてでございます。

説明書の中に、千葉県収入印紙を売りさばき、手数料を得ましたと書いてある。売りさばいたと、すごい言い方をされているんですけど、売りさばいたということなんですけど、収入印紙の代金で、どのぐらいの手数料を得たんでしょうか。

○渡邊会計管理者

令和3年度につきましては会計課の窓口におきまして、千葉県の収入証紙でございます、印紙ではございません。

○石井委員

証紙ですね。ごめんなさい。

○渡邊会計管理者

収入証紙を売りさばきまして、金額につきましては710万6千790円、その3パーセントを手数料として県の方から頂いているということで、21万3千202円という金額を収入してございます。

○石井委員

すみません。大変失礼いたしました。収入証紙ですね。

これからもしっかり売りさばいていただきたい、3パーセントの手数料をしっかり入れていただきたい、適正な手数料を得ていただければありがたいというふうに思います。

次に、説明書29ページになるんですけども、契約事務費についてでございます。

説明書を見ますと、全体の落札率についてはほぼ横ばい、昨年度に比べればちょっと低下しているかなとも思うんですが、どちらかということと市内の登録業者、市内業者の落札数について、そう変わりはないというふうに見えると思いますし、横ばいから下降にも見えるということなんですけど、小規模事業者については受注の機会が拡大されたということになるんですけど、この辺の傾向について、担当課としてはどのように把握、認識されていらっしゃる

んでしょうか。

○和田財政課長

お答えいたします。

契約全体の落札率につきましては、委員のおっしゃったように、ほぼ横ばいというような形で推移しているところですが、小規模工事等契約希望者登録制度という50万円以下の小規模事業者については令和3年度決算の段階では56社あって、受注件数は494件、契約金額が9千622万2千908円というような実績でございます。

この登録制度については、導入してからも10年以上が経過しているところでございまして、ある程度は認知されてきているのかなというふうに考えているところでございます。新規の登録者につきましても、平均して年間3社ぐらいずつ増えているというようなところでございます。一方で、ご高齢で仕事を辞められる方もいて、相殺する中で、少しずつ微増していただきたいなというふうに、担当課としては思っております。

市内業者の育成という部分につきましても、小規模事業者にかかわらず、金額の大きな部分につきましても、できるだけ市内業者の方で落札できるような形で、総合評価入札制度の導入ですとか、そうした中で地元の本支店等があるような場合については点数が大きくなるような、そのような形で、地元業者へのメリットというものを十分に検討しているところでございます。

○石井委員

入札参加の登録者数は、平成30年と比べると数が増えているというふうに思うんですけど、市内業者の登録が増えているのか、増加の要因をどのように見えていますでしょうか。

○和田財政課長

小規模工事業者につきましては、市内に本支店と申しますか、事業所を構えている者ということで登録させていただいておりますので。

○石井委員

その下の入札参加資格登録者数です。

○和田財政課長

失礼いたしました。入札参加資格等登録者数は令和3年度が5千606者、令和2年度が5千515者ということで、微増という形で増えているところでございます。

入札参加資格につきましては金額によりまして、市内に本支店があるか、市外業者か、委託等については全国から入ってくるというような形でございまして、増加した中身について、市内と市外の内訳の集計まではちょっと把握してございませんので、すみません、ちょっと詰まって申し訳ないんですが、現在のところ、内訳までは把握していないところでございます。

○石井委員

ごめんなさい、ちょっと伝えにくくて恐縮ですけど、小規模の方は分かったんですけど、要は、入札参加の登録者数が増えていくと、一定の大きな物件、大きな金額では総合評価方式で、ある程度、県に準ずる入札の仕方を電子システムでされていると思うんですけど、それ

以外、登録者数が増えているということと、僕が言った、市内業者のいわゆる落札件数がほぼ変わっていないんですよ、約100件前後で、電子入札の結果が約200件前後だと思うんですけど、これを見ると。つまり、登録者数が増えているのに、八街市内業者の落札率が増えていないとなると、恐らく、その市内の業者の活性化にどのようにつながっているかということを見たいんですよ。

例えば入札参加資格登録者数が増えていて、そこの整理整頓をしていない、要は、例えば5年とか10年とか、入札に参加していなければ、そこで整理整頓する必要があったりすると思うんです。ただ登録だけしておけばいいという会社はそれで構わないと思うんですけど。例えば、ほかの市町村でも、10年間、八街市に仕事で縁がなければ、20年なければ登録から抹消しますとか、ある程度、要件を整理整頓すべきなんじゃないか。つまり、今の時代に合った入札システムに転換していかないと、市内経済の活性化に資する、いわゆる落札業者、市内の業者さんがそのような仕事を請け負える状況になり得ないんじゃないかというところのいわゆるQ&Aなんですよ。そこについて、どう思っているかということで、ちょっとご質問させていただきます。

○和田財政課長

入札参加資格につきましては、本年度にはなるんですけれども、今まで1千万円だった部分について、本支店、市内に本店を有する者というような部分につきまして、1千500万円の受注額まで上げて、できるだけ市内の事業者にも有利な形で入札参加資格を得られるような体制を、少ないところではございますが、十分検討させていただいているところでございます。

ちなみに、受注地域についてなんですけれども、市内に本店を有する者ということで、トータル201件のうち、85件が市内に本店を有する者、市内に契約相手となる営業所を有する者というのが7件。

失礼いたしました、契約の件数でございました。市内に本店を有する者の契約件数が85件、市内に営業所を有する者が7件、県内に本店を有する者が51件、県内に契約相手となる営業所を有する者が38件、県外に本店を有する者が20件ということで、市内に本店を有する者の割合が42.29パーセントということで、一番多くはなっているところでございます。

○角委員長

ほかに質疑はありませんか。

○丸山委員

先ほどの続きです。交通安全対策費、決算書65ページです。

市民へのより安全な対策を求めて、高規格の蓄熱式カーブミラーの設置というのは相変わらず少ないと思うんですけれども、新年度は思いきって、高規格のカーブミラーの設置に向けて、計画にきちんと取り入れていただきたいなというふうに思います。

昨年も、この問題がありました。カーブミラーの高規格の問題については検討していかなければならないという答弁があったわけですね。きちんとその答弁を反映させた取組を新年度

はやっていただきたいというふうに思いますが、その辺はどうでしょうか。

○宮澤防災課長

蓄熱式カーブミラーにつきましては今年度予算から一応5基ということで、数を増やして予算要求させていただいております。来年度以降につきましても、今までは1基だったんですが、5基もしくはそれ以上という形で担当課としては予算要望していきたい、そのように考えております。

○丸山委員

令和3年度は16基の申請があつて14基を設置したということなんですけど、やっぱり5基じゃ少ないでしょう。本当に市民の安全を考えるなら、より見やすい、見えるカーブミラーを設置していくというのが本来やっていくべきことではないかというふうに思います。確かに若干、1.5倍ぐらい、普通のカーブミラーより高いんだけど、高さではない、どれだけ安全を守るのか、特に八街市はカーブが多い道路で、道が狭い道路で、安全を確保するためにはカーブミラーの果たす役割がすごく大きいということで、そういう意味では、より見やすいカーブミラーを、これからは5基などという状況ではなくて、もっともっと増やして、安全対策をしっかりやっていただきたいというふうに思います。ぜひ新年度はそういう点ではもっと増やしていただき、申請を受理したのものに関しては全て高規格で対応するぐらいの対策を取っていただきたいというふうに思います。

それから、決算書69ページの諸費の中で、ふれあいバス運行事業費について、2千433万8千円ということで、令和2年度より若干増となっております。10月にバスの見直しが行われて、利用者が1千981名増えたとありますけれども、酒々井プレミアムアウトレットにも昨年10月には乗り入れをするというような、新たな取組がされたわけなんですけれども、1日当たりの利用者はどのぐらいあつたのか、その辺について、お伺いいたします。

○飯田企画政策課長

ふれあいバスの酒々井プレミアムアウトレットへの乗り入れということですが、令和4年7月11日から7月16日の6日間で調査したんですけれども、利用者の合計は61名となっております、北コースの中でも上位の利用状況というふうになっております。

○丸山委員

6日間で61名ということは、1日10名ということでよろしいですね。千葉交通が平成25年に試乗運転をやったわけですね、47日間で1日当たり16.9人だったというようなことなんです。6日間だからよく分かりませんが、あまり効率はよくないんじゃないかというのが私の実感であります。酒々井プレミアムアウトレット乗り入れのためにバス路線が増えたということで職員1名増、217万円、運行委託料を増額したわけなんですけれども、そこまでやる必要があつたのかどうか、大変私は疑問を持つところであります。

この10月に1年間の見直しがされるわけなんですけれども、こういうところに力を入れるのではなくて、今スクールバスをぜひ導入してほしいという声があるわけなんです。今後は新たな乗合タクシーの導入で日中のバスはあまり利用されなくなっていくのではないかと、ただ朝晩の通勤者に関しては、知らんぷりはできませんから、こういったバスを、従来のバ

スを運行するとしても、プラスしてスクールバスも活用できるような、市民にとって本当に効果的な、そういうバスの運行を検討していただきたいというふうに思うんです。

10月の検討に、いろいろ今後の運行もかかってくると思うんですけれども、その辺については担当課はどのようにお考えでしょうか。

○飯田企画政策課長

まず、公共交通全体の考え方にはなってくるんですが、今回、10月で1年ということで、利用者数等を先日調査いたしまして、これから評価という形になってくるんですけれども、全体的な考え方としましては、まず最初にバス、民間路線バスとふれあいバスという形がありまして、こちらの方を基本的には大きな市の交通というふうに考えておりますので、それが中心というのが現在の考え方になっております。

昨年見直しを行った公共交通計画の中では、それに加えた形、それ以外の部分で高齢者外出支援タクシーの見直しをするということで、先日お話しさせていただいた乗合タクシーを導入することを今検討しているんですけれども、現段階ではバス路線にうまく連携できるようなタクシーの利用というのを前提に考えておりまして、どれを止めるとか、そういう形ではなくて、それぞれどういった形がいいのかというのを今後の計画、実際の運行等がもしできれば、併せて考えていきたいと。

あわせて、スクールバスについて、現在もう始まっているところもございまして、実際そちらの方も公共交通の中で考えていくべきかどうか。というのは、地域公共交通計画を策定して1年たち、計画自体は5年間の計画期間という形を取っておりますので、その中で今回1年目の検証も含め、今後検証していった中で計画の見直しときには様々な公共交通をどういう形で、八街市に合う形で活かしていくかということを検討していければというふうに考えております。

○丸山委員

市民の皆さんの声をしっかり聞いて分析しながら、ぜひとも対応していただきたいというふうに思います。

次に、決算書77ページ、先ほども質問がございました。市税徴収事務費4千216万2千円ということのようなんですが、納税者の納付環境の充実を図るとして、ペイジー、クレジットによる収納、それから全国ゆうちょ銀行、郵便局での納付書の導入、先ほども質問がありましたけれども、4月1日からスマートフォン決裁アプリを導入したということで、いろいろと納税者の納付環境を整えていくという取組がされてきたわけなんですけれども、令和3年度、こうした内容に対して市民の利用件数と収納額はどうだったのか、お伺いいたします。

○峯島納税課長

まず、令和3年度につきまして、件数ベースから申し上げます。まず、窓口収納につきましては11万7千447件、率にしますと27.88パーセントとなります。次に、コンビニ収納ですが12万2千844件、率にしますと29.16パーセントとなります。スマホ決裁につきましては77件、こちらは3か月の実績ですので、率にしますと0.02パーセン

トとなります。続きまして、口座振替につきましては10万3千201件、率にしますと24.50パーセント。ペイジー収納につきましては2万4千781件、率にしますと5.88パーセント。クレジット収納につきましては2千369件、率にしますと0.56パーセント。eLTAXにつきましては5千212件、率にしますと1.24パーセント。年金特徴につきましては4万5千313件で、率にしますと10.76パーセントとなっております。

○丸山委員

そうしますと、窓口が約3分の1、コンビニが約3分の1、あと大きなところはコンビニ対応のようなんですけれども、納付環境の充実ということで、いろいろと新たな納付方法が導入されてきているんですが、今後も活用されていく方向というのはあるのでしょうか。その辺はどうでしょう。

○峯島納税課長

先ほども答弁させていただいたんですけれども、国の事業となりますが、QRコード決済というものが来年度から導入される予定でございます。

以上です。

○丸山委員

市民の皆さんが納税しやすい、そういう環境を整えることは大切かと思いますが、滞納者に対してクレジットカードを活用して納税しなさいとか、そういった納付相談等は絶対に強制的にやっていただきたくないというふうに思います。

若干お伺いしたいと思いますのは、令和3年度はコロナ禍で市民生活が本当に大変だったと思うんですけれども、滞納に対する対策、対応ですね。徴収猶予の特例措置対応というのはどのぐらいあったのか、お伺いいたします。

○峯島納税課長

令和3年度で申しますと、件数で40件、金額で言いますと1千829万8千500円となっております。

○丸山委員

コロナ禍の対策として、市税条例第51条の5では、市長が特別な事由のある者は減免できるというふうにしているわけですね。コロナ禍というのは、やはり異常事態だというふうに思います。その中で40件の徴収猶予だったということなんですけれども、もっともっと多くの市民の皆さんの減免あるいは徴収猶予対象者がいたのではないかというふうに思うんですが、その辺についてはどのように対応されてきたのでしょうか。

○峯島納税課長

うちの方の課としまして、滞納者から納税相談を受けるにあたりましては、収入状況はもちろん、家族構成や不動産をはじめ、財産の状況など、具体的な聞き取りを行っておりますので、その中で著しい所得の減少や高額な医療費の支出、災害被害など、減免の対象となるような状況が聞き取れる場合には、賦課担当課において減免制度があるなどのご案内をするように心がけております。

以上です。

○丸山委員

そのような対応をされているということなんですけれども、差押えなど、滞納処分の強化を進め、徴収率の向上を図る、このようなことに令和3年度も取り組まれたわけなんですけれども、令和3年度の差押え件数というのは前年度よりも増えているわけですよね。本当に滞納者の立場に立った対応策がされてきたのかどうか、その辺を大変疑問に感じるところですが、その辺はどうでしょうか。

○峯島納税課長

納税課職員の仕事は、税を徴収することが仕事でございますけれども、未納となった方がどのような理由で未納となったのかを把握することが重要な仕事の1つであると考えております。その上で、滞納された方が単に納め忘れてただけなのか、それとも収入が減少して一時的に払えないだけなのか、病気などの理由で生活が困窮し支払える見込みがないのかなど、原因を把握した上で、納税者個別の実情に応じた対応を行うこととしております。

なお、生活困窮と思われる滞納者について、徴収猶予制度の利用を促したり、生活保護制度部局へ案内するなど、生活実態に応じた折衝をすることを、納税課の業務目標の1つとしております。

以上です。

○丸山委員

今、課長が言われたように徴収するのが仕事だ、しかしながら住民がなぜ滞納されたのか、そこをきちんと分析し、受け止めていくことも仕事なんだと。それは本当に大切なことだと思うんですね。しかしながらコロナ禍で、前年度よりも差押えが66件もあったということは、本当に市民の立場に立った対応策が取れたのかということです。その辺、どういう対応がされたのか。本当に市民の皆さんが生活を維持しながら、これからどうやったら納められるのか、そういう話合いがきちんとされたのかどうか、その辺を大変私は疑問に思うわけです。その辺についてはどうなんでしょうか。

○峯島納税課長

まず、差押え件数が増えた要因の1つなんですけれども、令和2年度、新型コロナウイルス感染症によりまして、令和2年4月7日から令和2年6月23日までの2か月半ほど、徴収の制限を行っていたことが大きな理由となっております。

さらに、差押えに関してなんですけど、特に給与の差押えにあたりましては勤務先に照会しまして、差押え可能額があるかどうか、判断させていただいた上で実施しておりますので、市民の皆様、滞納されている方々の生活が困窮することがないような配慮をさせていただいております。

また、預貯金につきましても、預貯金があるからすぐ差し押さえるのではなくて、直近の数か月間のお金の動き等を勘案して、十分配慮した上で差押えを行っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○丸山委員

差押えをされた方、給与の差押えの方から、これでは生活できないということを多々聞かせていただいております。そういう点では、やはり今はコロナ禍ですから、徴収猶予であるとか減免対策をもっともっと取っていったいいのではないかというふうに思います。

それから、生命保険、学資保険。

○角委員長

丸山委員に申し上げます。1回の質疑が20分を超えましたので、1度ここで。

会議中ではございますが、ここで10分間休憩とします。

(休憩 午後 2時14分)

(再開 午後 2時22分)

○角委員長

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。いないですか。大丈夫ですか。

では、丸山委員。

○丸山委員

中断前に戻ります。

先ほどの市税徴収事務費についてなんですけれども、令和3年度の生命保険あるいは学資保険の差押え数と、差押え金額はどのぐらいになっているのか、お伺いいたします。

○峯島納税課長

令和3年度の生命保険の差押え件数は61件となっております。学資保険につきましては、そのうち4件となっております。

すみません、あと金額ということなんですけれども、金額というのは差し押さえたときに滞納者が滞納していた金額になります。こちらの内訳なんですけれども、まず普通の生命保険としまして1千363万1千466円、学資保険としましては140万2千717円、年金積立保険としましては676万4千200円、その他としまして239万5千871円となっております。

○丸山委員

大変申し訳ございません。ちょっと聞きづらかったんですが、学資保険の差押え件数は何件だったんでしょうか。

○峯島納税課長

4件となっております。

○丸山委員

差押えに関しましても、年金積立は老後の蓄えというか、老後を安心して暮らすためには最低必要なものということとされていることだと思いますし、学資保険につきましても、毎回、私は差押えの見直しを求めてきているわけなんですけれども、せめて子どもの教育を充実させたい、あるいは進学のためにということで、必死で親が学資保険を掛けていると思うんですけども、そこはちょっと手を出すべきではないんじゃないかというふうに思うわけです。

市長に毎回お伺いしているんですけども、市長は学資保険に関する今後の見直しについて、お考えはないんでしょうかね。

○北村市長

学資保険に限らず、担当職員は丁寧に相談に乗って、市民に寄り添った納税対策をしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○丸山委員

丁寧だということは、ちょっと私は答弁にならないと。子どもたちが未来の教育を受ける権利を奪うものだというふうに思っております。市長はかねがね、子どもは八街の宝なんだということを言われています。生活苦にあえぐ家庭の子どもへ光を当てるべきだと。少額の学資保険を、苦しい家計の中から子どものために少しずつ少しずつ保険を掛けているというところでは、やっぱりこういった差押えというのは保留すべきではないか、そんなふうに思うわけなんですけれども、そういう点ではぜひ次代を担う子どもたちのために、しっかりとした子育て支援の1つとして、これは差し押さえるべきではないというふうに思います。ぜひご検討いただきたいというふうに思います。

それから、滞納処分についてなんですけれども、令和3年度の搜索というのはどのぐらいあったのか、お伺いいたします。

○峯島納税課長

1件でございます。

○丸山委員

その結果はどうだったんでしょう。

○峯島納税課長

県と合同で搜索した案件になるんですけども、特に差し押さえるべき財産は見当たりませんでした。

○丸山委員

何もなかったと。納税相談をきっちりやっていたら、搜索しなければならないかどうかは分かるんじゃないかというふうに思うわけなんですけれども。滞納者の約4割は100万円以下の方です。差押え対象基準を八街市はどのように持っているのか、その辺について、お伺いいたします。

○峯島納税課長

特に基準、これがあるから差し押さえるとか、そういう細かい基準は設けていないんですけども、例えば税金の納期が来まして、20日以内に支払わなければ督促が行きます。さらにそれでも支払わなければ、我々徴税吏員はその10日後、いわゆる納期限から1か月後に、法律で言いますと差押えをしなければいけないというような厳しい規定がございます。しかしながら、その後、滞納者の方から納税相談を頂いたりとか、また納税相談を頂いて、今は生活がこういう状況だから分割で払いたいとか、もしくは支払えないというような相談を頂いたら、個別の状況に応じた折衝を行っているところでございます。

実際に支払っていただけないような、約束をお守りいただけないような場合、財産調査等を

行いまして、十分な財産があると認められる場合には差押えを行っているというような状況でございます。

○丸山委員

所得100万円以下の、いわゆる低所得世帯に対しては差押えはしていないということでしょうか。

○峯島納税課長

滞納金額が幾らだから差押えをすとか、しないとか、そういうことではございません。あくまでうちの方で財産調査をして、担税力があると認められる方について、差押えを行っているということでございます。

○丸山委員

滞納して差し押さえられた方は、差し押さえられたということで大変不安になって、生活できないというような声も聞くわけです。収入が本当に限られる中で、どうやって払っていったらいいのか、そういう市民の皆さんの声もあるわけです。先ほども申し上げましたけれども、差押えというやり方ではなくて、滞納者の生活を立て直す相談から入って、減免すべきか、または税の徴収猶予をするのか、そういった取組をぜひ強めていていただきたいなというふうに思います。

次に、決算書77ページ、市税過誤納付金還付金及び返還金2千254万円とあるわけですが、どのような内容だったのか、お伺いいたします。

○峯島納税課長

お答えします。

扶養や医療費控除の追加など、税額更生に伴って還付されたものが1千131件、金額にいたしますと1千363万9千74円、法人市民税の中間納付額の精算に伴う還付が154件、額にいたしますと648万5千900円、株の配当控除額の精算に伴う還付が38件、額にいたしますと159万5千570円、誤って二重払いしてしまったことによる重複納入に伴う還付が15件、金額が82万2千900円となっております。

以上です。

○丸山委員

分かりました。

次に、決算書79ページ、社会保障・税番号制度関連事務費が3千688万2千187円ということで執行されておりますが、予算では6千140万円だったのが、決算では約半分の3千688万円ということになったわけですが、減額となった理由は何だったのでしょうか。

○中澤市民課長

負担金補助の不用額が多かったことが原因です。

これは社会保障・税番号制度関連事務費の負担額の不用額で、個人番号通知書の作成や発送及び個人番号カードの製造、コールセンターなどに係る事務を委託している地方公共団体情報システム機構に支払う負担金でございます。

不用額が生じた理由ですが、地方公共団体情報システム機構からの交付金請求見込額の通知

に基づき予算計上いたしました。実際の請求額は見込額をかなり下回る金額であったため、不要が生じたものでございます。これは、デジタルガバメント閣僚会議において、令和4年度中にほとんどの市民がマイナンバーカードを保有することを想定するとされており、その考えに基づいた交付予定数により経費が算定されておりますが、実際の交付枚数が想定より少なかったため、請求額も予算額より少なくなったものでございます。

以上です。

○丸山委員

説明書61ページの中では、一般財源が1千357万円とあるわけですが、なぜ一般財源となっているのか、お伺いいたします。

○中澤市民課長

令和3年度10月よりコンビニ交付を開始しました。それに関連する経費を、その額で見えております。

○丸山委員

本来なら、これは国の事業で、あらゆる手段を持って対応しなさいよということを行っているわけだから、財源は一般財源じゃなくて国に求めるべきではないかというふうに思いますが、その辺についてはどうなのでしょう。

○中澤市民課長

コンビニ交付事業につきましては、開始年度から3年間において特別交付税の対象になっておりまして、上限6千万円のうち、かかった経費の2分の1が交付税として歳入で入ってきております。

○丸山委員

では、これは特別交付税の中で措置されているというふうに理解してよろしいんですか。

○中澤市民課長

特別交付税として687万7千円ほど、納入がございました。

○丸山委員

この間、市の一般財源の方で出してきたのは、どのくらいあるんですか。

○中澤市民課長

令和3年度の決算額で申しますと、コンビニ交付に係る事業費が総額で1千357万3千620円です。そのうち特別交付税が687万7千円になっておりますので、およそ半額が一般会計からの持ち出しになります。

○丸山委員

国の方は半分しか、くれないわけですね。2分の1の補助金になっているわけですがけれども、やはり国がやる事業であれば、国が全面的に対応すべきであるというふうに思います。ぜひこれは国に対してきちんと、今までの分、これからの分を、これからの分があってはならないと思いますけれども、今までの分はきちんと国に求めていくべきじゃないかというふうに思います。

あと、平成28年度以降、マイナンバー事業が始まっているわけなんですけれども、この間

の国の補助金というのはどのぐらいになっているか、つかめていますか。

○中澤市民課長

平成28年度から開始されました事業に係る補助金ですが、個人番号カード交付事業費補助金の総額が令和3年度までで1億3千456万8千円でございます。システム改修費に関しましては、令和3年度までで1千838万4千円になっております。

○丸山委員

1億円をかけて導入されてきているわけですがけれども、本当に市民が安心して使えるマイナンバーカードなのかということ、市民の中には怖くて作る気にならない、個人情報はどうやって漏れていくか分からない、不安感がいっぱいという方がまだまだいるわけです。それが今の発行枚数の結果であるというふうに思います。

そういう点では、交付だけを急ぐのではなくて、本当に安全なんだということをきちんと市民に理解していただける、そういう内容のものにしていかなければならないというふうに思います。これは国を通じてでも、安全だ、安全対策がこんなふうになっている、そういったものがきちんと市民の目にも分かるような、納得いくものでなければなりません。今の時点では到底納得のいく内容ではありません。

世界的にはマイナンバーカードをどんどんなくしていこう、廃止にしていこうという方向の中で、日本だけはデジタル庁を中心に、どんどんマイナンバーカードを利活用しようというようなことをやっているわけですから、そういう点では慎重な対策、対応が必要ではないかということをお願いしておきたいと思います。

以上です。

○角委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

質疑がなければ、これで総務常任委員の質疑を終了いたします。

総務常任委員以外で質疑のある方は入場してください。

次に、総務常任委員以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

○木村委員

では、ちょっと質問させていただきます。

決算書69ページ、説明書の46ページになりますけれども、ふれあいバス運行事業費について。

予算額が3千488万7千円となっているんですが、決算額が2千433万8千円と。予算額に対して決算額が1千万円ぐらい下がっているんです。令和元年度も同じような形で、3千590万円の予算を組んでいるんですが、決算額が1千881万3千円と、かなりの差が出ているんですが、予算を組むときと執行されたときの差というのがどういう形で出たのか、ちょっとお伺いしたいんですが。

○飯田企画政策課長

ふれあいバス運行事業費の予算と決算についてなんですけれども、予算の段階では補助金がバス会社の方に出ているわけなんですけれども、補助額というのが、予算の段階では幾らになるか、はっきりしないので、要求する段階では少ない額で要求していると。実際の補助額が、令和3年度については当初見込んでいたよりも多く、バス会社の方に入ってきております。委託費から国庫補助分が減額される形になりますので、その分、こちらの決算としては金額が下がっているという内容になります。

○木村委員

ありがとうございます。予算がなかなか想定しづらかったということのようなんです、なるべく利便性を上げるために、いろいろなことを想定しながら進めていただきたいというふうに思います。

もう一点いいですか。移住定住促進事業費について。

○角委員長

何ページですか。

○木村委員

決算書71ページ、成果の説明書50ページ、移住定住促進事業で、いろいろと若い世代に補助金を交付されたということなんです、実際の予算額は7千720万円、決算額は6千721万円になっているんですけれども。（「1桁違うんじゃないか」と呼ぶ者あり）ごめんなさい。予算額は772万円、決算額は672万1千円ですね。

パンフレット代で489万7千200円。結婚新生活支援事業補助金が182万4千192円、実績としては7件あったということで、1件当たり26万円ぐらいになろうかと思うんですけれども。100万円ぐらい浮いてしまったんですけれども、成果としては、どのぐらいを期待して予算を組まれたのか、お伺いいたします。

○飯田企画政策課長

結婚新生活支援事業の方なんですけれども、当初の見込みとしましては限度額は30万円と先ほど説明したと思うんですけれども、それに対して12件、360万円の予算を計上しております。

○木村委員

ありがとうございます。

令和3年度に初めて企画したということなんです、今後これを続けていけますか。

○飯田企画政策課長

こちらの事業につきましては、利用していただいた方からは好評であるというふうに考えておりますので、現段階では継続していきたいというふうに考えております。

○木村委員

これから少子化というか、人口減少問題がとりざたされている中で、やはり若い世代を呼び込んで、少しまちなかを活性化していく、そんな取組を継続してやっていただきたいということで、もう少し幅広く、こういう若い世代が移住してくるような施策をしていただきたいというふうに思って、ひとまず終わります。

○角委員長

ほかに質疑はありませんか。

○林（修）委員

今の木村議員と重なるんですけど、決算書71ページ、成果の説明書50ページです。

同じく移住定住促進事業費の中の八街市PRパンフレット作成等業務委託料ということで、5万部を発行していますよね。5万部は全てもう配付済みですか。それとも残っているのでしょうか。

○飯田企画政策課長

こちらは全て配付ということではなくて、考え方としては3年間で使いきりたいというふうな考えで作成しております。

○林（修）委員

ちょっとはつきりしないんですけど、配付ではなくて、何ですか。

○飯田企画政策課長

5万部については1年で配付ではなくて、3年間で配付なり、何らかの形で使っていきたいというふうに考えております。

○林（修）委員

ということは、3年かけて、これからまた活用する予定があるということですがけれども、私としては、その後も、すばらしいPRパンフレットができましたので、さらに続けていってもらいたいと、お願いしたいと思います。

成果の説明書の中で、移住定住の結果が7件と書いてありましたけど、内訳というか、分かりますか。

○飯田企画政策課長

こちらの7件ですがけれども、住宅の購入に係るものが2件、住宅の賃貸に係るものが5件とあった内容になっております。

○林（修）委員

今回のPR用パンフレットを活用したということではないということですか。

○飯田企画政策課長

どちらかというホームページとか広報とか、周りの方からのお話とか、そういったところで活用いただいたのではないかとこのように考えております。

○林（修）委員

これからのことなんですけれども、八街市は農業が中心で、落花生とかスイカとか、そういった農業体験をしたいということで移住してくる人たちを私は希望したいんですね。そういったことを考えたときに、どういう方法がいいのか、ちょっと私にも分かりませんが、そのような計画等がありますか。

○飯田企画政策課長

事業がそちらと変わってきてしまうかもしれないんですけど、地方創生推進交付金を使った計画の中では、農業体験ツアーとか、そういったものも行うような形を取っております。

すので、そちらの方についても使っていただければなというふうには考えております。

○林（修）委員

というよりも、そちらに重点を置いてもらいたいんですよ。農業体験したいという若者、若者だけじゃないですけど、職業を持った人たちでも、八街に来て、農業体験をしたい、そういった方々に移住でこちらに住んでもらいたい、そういう考えで進めてもらいたいと思いますが、いかがですか。

○飯田企画政策課長

移住等に関して、どのようなニーズがあるかを把握して、それに適した政策等を行っていければというふうには考えております。

○林（修）委員

移住定住事業で何名かでも、とにかく増えていくということは、北村市長が常日頃から訴えている住みよい八街、住んでよかった八街の1つなんです。ある意味、八街を評価することでもあるんです。そういうことから考えると、ぜひ、八街は農業体験だけじゃないんだけれども、八街のよさを体験してもらい、移住してくれる人を増やすために、これからもいろんな方策を取ってもらいたいし、その1つの方法としてはマスコミやテレビを利用して、こっちへ引越してきた人たちの誰かを取材して報道する、こういったこともいい方法かと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○角委員長

ほかに質疑はありますか。

○京増委員

それでは、歳入について、お伺いします。決算書26ページから27ページです。国庫負担金なんですけれど、障害者福祉費負担金について、伺います。

特別障害者手当等給付費負担金なんですが、この対象者は何人なんでしょうか。

○加藤委員

京増委員、それは文教福祉です。今は総務です。

○京増委員

それでは、歳出の方で伺います。決算書63ページ、庁舎整備費についてなんですけれど、先ほどの答弁で第1庁舎のトイレの洋式化を進めていくというお話がありました。これは当然のことと思うんですけれど、トイレが壊れているときは、すぐに修繕する必要があると思うんですが、第1庁舎3階、議場があるところですが、女子トイレが2つしかないんですが、1つが壊れたままになっております。洋式化する前に、やはり修理が必要と思うんですが、その点はどうだったんでしょうか。

○角委員長

一般質問に寄っております、ただいまの発言は議題外にわたっておりますので、もう一度。何か質疑はありますか。決算についての質問をお願いいたします。

○京増委員

例えば、庁舎全体がどうなっているかというところでは、そういう計画が必要だったと思う

んですけど、その点については計画の仕方がやはりちょっと甘かったのではないかと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○和田財政課長

第1庁舎のトイレ改修につきましては、先ほど丸山委員にご答弁差し上げたとおり、今年度に設計をやりまして、来年度、工事の方に進めていきたいというふうに考えてございます。その際には全面洋式化ということで検討しているところです。今現在、故障しているところ、使用禁止になっている部分につきましては、高圧洗浄等の措置をしまして、修繕の方をちょっと考えてまいりたいというふうに考えてございます。

○京増委員

全体を見て、何が必要かというところで、トイレというのは一番大事なところですので、傍聴の方も見えますので、全体をよく見ていただきたいと思います。

それから、福祉センターについては順次洋式化することなんですけど、洋式化になっても、やはりちょっと不具合があるということを私も最近、住民の方からお聞きしました。オストメイト対応のトイレ。

○角委員長

京増委員に申し上げます。一般質問のようになっていきますので。

○京増委員

一般質問じゃないのか。さっき、福祉センターを洋式化すると答弁が。では、いいです、後でも。

○角委員長

ほかに質疑はありますか。

○木内委員

決算書57ページです。

先ほど丸山委員から広報紙の全戸配布を望む声がありました。全戸配布についてなんですけれども、これからペーパーレス化、またカーボンニュートラル等を考えると、ペーパーだけの配布で正しいのかどうか。八街市もラインを開始していただきました。そういったところを含めると、令和3年度に2万部を発行していますけれども、部数を3万2千部にするのが正しいのかどうかということを含めて、ペーパーレス化について、お伺いしてよろしいですか。

○田中秘書広報課長

木内委員の方からご意見を頂きましたが、現在は少子高齢化ということで、八街市の高齢化率も33パーセントを超えて、34パーセントに向かっております。そういった中で、やはり高齢者の方におきましてはペーパーが必要と感じているところでございます。それと併せて現在は公式ラインを開設したり、SNSについてもさらなる充実を図っているところでございます。私どもも全戸配布を今後ずっと続けていこうとは考えておりません。ただ、今の段階では全戸配布が一番いいのではないかと感じているところでございます。

○木内委員

そこはぜひ選択肢を与えた上で、紙ベースが正しいのかどうかというところが今は問われる時代に入ってきましたので、若い人にとってペーパーが必要なのかどうかを含めてですけども、慎重に考えていただければと思います。無駄を省くという意味で、ぜひお願いしたい。

決算書69ページ、先ほどから出ていますけれども、成果の説明書46ページなんですが、酒々井プレミアムアウトレットへの乗り入れについて。

東京またはほかの地域に行く上で唯一の交通手段になってきています。乗継関係の調査はされているのかどうか、お伺いします。

○飯田企画政策課長

ふれあいバスの酒々井プレミアムアウトレットまでの乗り入れについてですけども、おっしゃられたように、そちらから東京に向かうバスもございますので、そちらを利用する見込みの中で、ルートを伸ばしたという内容になっております。

ご質問いただいたような、実際にそこから乗り換えて、どのぐらいの人が行っているか、そういったデータは持ち合わせていないので、ご理解いただければと思います。

○木内委員

非常に有意義なことでありまして、東京への八街からの高速バスはなくなりましたので、唯一の高速バス利用になりますので、今後とも続けていただければと思います。

次に、決算書79ページ、成果の説明書61ページなんですけれども、先ほどから出ていますけれども、個人番号カードについてなんですけども、再交付が143件あったということなんですけれども、再交付の理由について、お伺いしたいと思います。切替え等があると思いますので、その辺も含めてお願いします。

○中澤市民課長

再交付につきましては、紛失された方もいらっしゃいますが、多く見られるのは外国籍の方、どうしても在留期限と同じ期限で発行される形になりますので、カードが切れる前に更新手続きを忘れてしまったという方がかなり多く見受けられております。外国人の方につきましては、カードの更新手続きをすると、裏側に更新手続きをしましたという判こを、入国管理庁ですか、押してくれますので、それを持ってきていただくと、特例措置として2か月延ばすことができます。そういった周知もしてはいるんですが、やはり忘れてしまう方もいらっしゃるのので、周知の方をもっとしっかり行って、再交付なさる方を減らすような形で行っていきたいと思っております。

○木内委員

外国に転入される方も含めて、非常に便利なところがありますので、ぜひお願いしたいと思いますが、最近是不正にというか、ちゃんとしたルールで発行されないがゆえに、二重にポイントを取得している方がいらっしゃるということがあったので、新規の8千826件についてもきちんとした精査をされた上で発行しているのかどうか、そういったミスはないと思いますが、確認させていただきます。

○中澤市民課長

今回、ポイントが重複して付与されたカードにつきましては、何点か原因があるということ

で聞いておりますが、1つは引っ越し等に伴う住所変更などでカードを更新する際に市町村の方で誤った更新手続を行ってしまった、そういったことが原因になったようです。現在は同様の処理を行っても、旧証明書と現証明書がひもづけられなかったのが原因なので、現在はひもづけられるようにシステムの方が改修されております。また、そういった事例があったということで、職員の方には、適切な事務を行うように、職員間で確認を取っております。

○角委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

質疑がなければ、これで総務常任委員以外の質疑を終了いたします。

総務常任委員以外は退場してください。

会議中ですが、ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午後 3時04分)

(再開 午後 3時13分)

○角委員長

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、審査順4、歳入14款分担金及び負担金から17款県支出金及び22款諸収入の内歳出3款民生費1項5目の内後期高齢者医療事業費及び8目並びに9目に関する事項、歳出3款民生費1項5目の内後期高齢者医療事業費及び8目並びに9目に関する事項の審査を行います。

最初に、総務常任委員の質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

質疑がなければ、これで総務常任委員の質疑を終了いたします。

総務常任委員以外で質疑のある方は入場してください。

次に、総務常任委員以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

○京増委員

決算書26ページ、27ページ、国庫支出金について、お伺いします。

特別障害者手当等給付費負担金なんです。

○角委員長

それは文教になりますので、よろしいですか。

○京増委員

すみません。

○角委員長

それでは、これで総務常任委員以外の質疑を終了いたします。

これから、審査順5、歳入14款分担金及び負担金から17款県支出金及び22款諸収入の

内歳出4款衛生費1項7目に関する事項、歳出4款衛生費1項7目の審査を行います。

最初に、総務常任委員の質疑を許します。質疑はありませんか。

○丸山委員

それでは、決算書147ページ、上水道費、上水道事業会計繰出事業費について。

1億8千800万円の繰出しということなのですが、印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部繰出事業費として285万2千円、霞ヶ浦導水事業への負担金8万4千円があるわけです。

この間も霞ヶ浦導水事業につきましては質問させていただきましたけれども、令和2年度から見直しが入って、7年延長して2030年度の完成だと。事業費は1千900億円から2千395億円へと、495億円の増額になっています。

印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部は30パーセントの取水量の減量を決めているわけです。そうした中で今後、霞ヶ浦導水事業への負担金というのはどのように変わってくるのでしょうか。

○飯田企画政策課長

霞ヶ浦導水事業で負担する出資額は見込額という形なんですけれども、こちらについては総額で2億2千万円程度を見込んでいます。令和3年度までの負担済額は約1億6千万円であり、残額については完成予定年度である令和12年度まで分割して支出していく予定となっております。

○丸山委員

霞ヶ浦導水事業を進めていくにあたって、印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部では供給事業再評価というのを令和3年9月29日に実施しているわけですね。この事業は妥当だということを判断しているわけです。しかしながら、この事業自体、もう水は要らないねという中で、県条例によって取水制限があるから仕方なく霞ヶ浦導水事業を進めましょうという内容だと思うんですね。

今でさえ、八街市は一般会計から1億8千800万円を補助して、市民に負担が降りかからないように必死で努力しているわけなんですけれども、霞ヶ浦導水完成後、あと7年後ですね、順調に行って。大きな負担が市民に、あるいは市に降りかかってくるということで、本当に人口減、水余りの中で、こういった水源を求めていく必要は全くない。むしろ、今は県条例で取水制限しているけど、県条例の見直しを求めていく、そういった取組をやるべきではないかというふうに思うんです。今までは工業用水等でかなり取水して、地盤沈下等、いろんな問題が出てきた。あるいは、農業用水のくみ上げをしていたから問題が出たと言われてきたけど、飲料水に関してはそんなに大量ではない、そういうこともあろうと思います。そういうことで、県条例の見直しを求めていくということも必要ではないかというふうに思うんですが。

市長、関係市町とそんな話合いはされていないのかどうか、お伺いしたいと思います。

○北村市長

実は先般、印旛広域の7市2町の首長と、熊谷知事に、印旛広域の実情を合わせた中で、霞

ケ浦導水にあたってのそれぞれの市の、町の水道料金の軽減ができないかといった要望を含めた中で、しっかり県にお話をしてまいっておりますし、今後の印旛広域の中の水道水の在り方等々につきましても、熊谷知事にしっかりと、要望を含めたご意見を先般、行ったところであります。

○丸山委員

引き続き、そういった県知事に対する要望はしていただきたいと思っておりますし、今、暫定的に認可された水源井戸の継続利用が、県条例を見直す中で可能となるような取組も自治体としては必要ではないかというふうに思うんですね。これは八街だけではなくて、近隣の印旛広域の中ではどこもそういう問題を抱えているわけで、使える井戸をなくしてしまう、廃止してしまうやり方ではなくて、今ある井戸をどう使っていくのか、今後、八街市が霞ケ浦導水によって負担増にならないようにしていく、市民の負担増にならないようにしていくことを考えていかなければならないというふうに思います。

そういう点で、引き続き暫定的な、今認可されている井戸の継続利用に関しては、市長はどのようにお考えでしょうか。

○北村市長

実は、先ほども申し上げましたが、代替水源として暫定的に認可された水源井戸の継続利用、あるいは条例の見直しにつきましても併せて県の方に要望しております。

○丸山委員

この7年の間に、きちんとそういった方向を出していかないと、本当に大きなツケが、脆弱な八街市の財政に降りかかってきってしまうというふうに思います。市民の皆さんも本当にその辺を心配しているんですね。これから一体、水道はどうなるんだろうか、自分のところで井戸を掘れないかしら、そんな話も出ています。そういった点ではぜひ市長には先頭で、水問題に積極的に解決していただきたい、このことを申し上げておきます。

以上です。

○角委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

質疑がなければ、これで総務常任委員の質疑を終了いたします。

総務常任委員以外で質疑のある方は入場してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

質疑がなければ、これで総務常任委員以外の質疑を終了いたします。

これから、審査順6、歳入14款分担金及び負担金から17款県支出金及び22款諸収入の内歳出8款消防費に関する事項、歳出8款消防費の審査を行います。

最初に、総務常任委員の質疑を許します。質疑はありませんか。

○栗林委員

すみません。確認させていただきます。

決算書187ページ、説明書252ページなんですけれども、防災備蓄用消耗品のところで何点が記載していただいています。179万3千円ということなんですけれども、令和3年度末時点での消耗品の品目というのはどういうものがございませうか。

○宮澤防災課長

まず、令和3年度に購入したものです。今回、主要施策の成果の方には3つほど載せているんですが、それ以外に買ったものとしては、毛布とか乳児用のミルク、そういったものも購入しています。

市で備蓄しているものとしましては、かなり品目はあるんですが、そのほかにブルーシート、通常の防水シートですとか、あと備品関係でいうと発電機とか灯光機、ハンドマイク、リヤカーとか、その辺をいろいろ備蓄しております。また、生活用品でいいますと、紙おむつ、生理用品等も備蓄しております。全てはちょっと言えないので、その程度で。

○栗林委員

ありがとうございます。

防災備蓄用消耗品の179万3千円に対しましては入替用という形で新たに購入されたんですか。それとも今までは物がなかったので購入されたのか、確認です。

○宮澤防災課長

こちらにつきましては入替えの物もありますし、追加で買った物もございませう。

○栗林委員

これは確認なんですけれども、入れ替えた物に関しましては有効期限、消費期限等の確認をしていただいて、使えるものは寄付されたりしているということで以前確認しているんですけれども、そのような形で令和3年度も行ったと考えてよろしいでしょうか。

○宮澤防災課長

基本的にはそういった形で、社会福祉協議会等のフードパントリーとか、そういったものに。実際に出しているところと出していないところがあるんですが、今後、2か月に一遍、多分、フードパントリーが行われているので、そのタイミング、あと有効期限を合わせて、ちょっと早めに、うちの方で入れ替えて出すような形にしたいと思っています。

○角委員長

ほかに質疑はありませんか。

○丸山委員

それでは、決算書187ページ、避難場所整備事業費について。

防災備蓄用消耗品を購入されているということで今お話を伺いましたが、福祉避難所となる老人福祉センター、ここはどのような対策が取られたのか、お伺いいたします。

○宮澤防災課長

福祉避難所につきましては、現状ではほかの避難所と同じような備蓄品という形になっております。

先日、医療ケアが必要な方の会合に参加することがありまして、そちらで医療ケア児といっ

た方については、それ以外にいろいろ、たんの吸引器とか、そういったものも備蓄してもらいたいという話を伺っております。現状では、そちらまではちょっとうちの方は備蓄していませんが、その辺につきましては防災課、あと障がい福祉課、そちらと協議しまして、今後はそういったものも備蓄していかなければならないと思っております。

○丸山委員

福祉避難所が1か所あれば安心かという、そうではなくて、やっぱり各避難所に、それぞれ福祉に関わる方々が避難できるスペースをつくる必要があるかというふうに思うんですね。遠い老人福祉センターへ来るよりも、すぐ近くに避難所があれば、すぐそばに行きたいという方はいらっしゃるかと思います。そういった点では各避難所に、障害があるとか、高齢者であるとか、そういう方々に対する特別なスペースをきちんとつくる、そういう計画はあるのでしょうか。

○宮澤防災課長

全ての避難所というと、ちょっとコミュニティセンターとかは難しいと思うんですが、学校につきましては、例えば体育館が一般避難者の方、空き教室とか、要は校舎の方、教室の方にそういった要配慮者のスペースをという形で計画はしていきたいと思えます。

川上小学校につきましては一応そういった形で今のところ計画をつくっております。

○丸山委員

ぜひきめ細かな対応をお願いしたいというのと、それから福祉避難所として最低必要なポータブルトイレ、あるいは紙おむつであるとか、こういった物を各避難所にきちんと確保して、高齢者が遠いトイレに行かなくてもいいように、避難所の中でもそういった対応策がきちんと取れるように、きめ細かな計画をしていただきたいと思いますというふうに思います。

それから、同じく決算書187ページ、自主防災組織運営費50万円ということで、当初の200万円に対して1か所の補助にとどまったと。この理由はどういうことだったのでしょうか。

○宮澤防災課長

今回こちらの補助金を申請されたのは一区の自主防災組織なんですけれども、今回はそちらのみという形でした。令和3年度につきましては1か所のみ設立になってしまったということです。

○丸山委員

やはり身近なところで自主防災組織というのは必要だと思うんですが、今後の見通しとしては、どのように見ているのでしょうか。

○宮澤防災課長

全ての地域に自主防災組織が設立できるのが一番好ましいと思っております。

現状、各区から出前講座の要望があります。現在、危機管理監がいるんですが、そちらに自主防災組織について講演してほしいという依頼が結構ありまして、何か所か、そちらで講演しておりますので、そういったところで今後設立の方に向かっていただければいいと思っております。

○丸山委員

ぜひ自主防災組織につなげていていただきたいなと思います。

もう一点は、今は28の自主防災組織があるわけなんですけれども、できました、補助金を出しました、それで終わっちゃっていると思うんですね。自主防災組織に対する育成、そういった点では今、何か取り組まれているのかどうか、その辺についてはいかがでしょうか。

○宮澤防災課長

先ほどの出前講座のお話なんですけれども、これから設立するところだけじゃなくて、コロナの関係でなかなか、ここ何年か、自主防災組織で全く活動できないところもございまして、どういった活動をしていったらいいのか、そういった相談がうちの方にございまして、そちらにつきましては出前講座等で、防災課というか、そちらからアドバイスをしているところがあります。金銭的なものではないですが。

○丸山委員

あくまでも自主的な組織なんですけれども、やはりいざというときにどう対応するのかというのは、常に講習を受けていなきゃならないんじゃないか、みんなが意識的に、いざというときはどうするのか、ご近所はどうするのか、そういったことでぜひ、出前講座も含めて、積極的な育成について、取り組んでいただきたいというふうに思います。

それから、同じく防災費、使用料及び賃借料のところ、防災メール配信システム賃借料が令和2年度の41万5千800円から、令和3年度は75万2千400円ということで伸びているんですが、この伸びの原因は何だったのか、お伺いいたします。

○宮澤防災課長

こちらにつきまして、防災メールサービス登録者数は5千人を境に費用の方が大分変わりました、令和元年度の台風以降、毎年登録者数が増えておりまして、5千人を超えたところから費用の方が上がっております。

○丸山委員

登録件数は現在何件になっているのか、お伺いいたします。

○宮澤防災課長

令和4年7月のデータなんですけど、項目ごとに登録者数が違うんですが、代表的なものを申し上げますと、防犯情報が6千589件、防災気象情報が7千262件、防災行政無線の内容がそのまま流れるものがあるんですが、そちらが6千772件、それ以外の市のお知らせの登録者数が6千151件となっております。

○丸山委員

分かりました。

○角委員長

ほかに質疑はありませんか。

○丸山委員

それでは、決算書189ページの非常備消防費でお伺いいたします。

ここでは耐震性貯水槽設置工事として、毎年1基ずつ設置しますという計画の下に設置され

ているわけなんですけれども、現在、耐震性貯水槽は何基になっているのか、お伺いいたします。

○宮澤防災課長

令和3年度に設置した分を含めて、現在21基です。

○丸山委員

それから、上水道の供給エリアでは消火栓の整備を進めているということですが、令和3年度の設置数、それから総設置数はどのぐらいになっているのか、お伺いいたします。

○宮澤防災課長

令和3年度の消火栓の設置件数は1件でございます。

消火栓自体の令和4年4月1日現在の設置数は640基でございます。

○丸山委員

耐震性貯水槽は21基、それから消火栓が640基ということのようなんですけれども、今後、耐震性貯水槽が毎年1基ずつで果たして間に合うのかということと、消火栓整備は今後どのぐらいの間に、どのぐらい設置するのか、そういった長期的な計画があるのかどうか、その辺について、いかがでしょうか。

○宮澤防災課長

防火水槽につきましては、総務委員会のときにもお話ししたんですが、あくまで土地の提供を頂いて造っておりまして、なかなか、年に1基程度の整備になってしまうと思います。

また、消火栓につきましては上水道の拡張がない限り、なかなか数は増えないと思います。

○丸山委員

640基で頭打ちというふうに考えていいんですか。

○宮澤防災課長

水道の拡張の方はちょっと私は分からないので、そこは何とも言えないんですけれども、水道管の延伸ですね、要するに水道管が伸びていくと消火栓がつくと思うんですが、その計画は、ちょっとすみません、私の方ではお答えできないんですが。

それ以外では、北総中央用水のところからも今は防火用水が取れますので、水道が行っていないところでも北総中央用水があれば、そういったところからの取水でも対応していきたいと考えております。

○丸山委員

水道管の延長計画がないと消火栓はつけられないと言うんだけど、現在ある水道敷設管に対して設置する可能性は幾らでもあろうかというふうに思うんだけど。現在の水道管にはもうつける余裕がない、ゆとりがない、そういう状況であるのかどうか。

それから、北総中央用水事業も活用できるということなんですけれども、北総中央用水事業の中で消火栓を何か所、今後造る予定なのか。その辺の計画はあるんでしょうか。

○古西水道課長

水道事業的な立場の方から、まずお話しさせていただきます。

現在、石綿管の更新事業に伴って、口径を増径したりしていますので、小さい口径に消火栓

という形ではなく、消防法で言う、口径が増えることによって消火栓という位置づけになるものができるはずでございます。

また、先ほど防災課の方からちょっとお話はなかったんですけども、開発行為に伴って団地内に消防水利が必要な場合には、必要に応じて消火栓等、散水栓になるかもしれませんが、消防水利となるものを造ることになると思われますので、一応ご報告させていただきます。

○宮澤防災課長

北総中央用水で現在取水可能な場所というのは88か所あるんですが、ただ、現在の取水の取り方というのは、一度、排泥というところに水をためて、そこから吸うような形になっているんですけども、直接に消防のホースをつないで水が取れるような形へ進められないかというところの検討を始めた段階です。

○丸山委員

八街市には川がなく、水利に恵まれていないところなので、どれだけ確保していくかというのが問われているというふうに思います。ぜひ、あらゆる場面での水利確保という点で、計画的に進めていただきたいというふうに思います。

あとは、消防設備整備事業費、成果の報告書258ページになるんですけども、25の分団が今、八街市にあるわけなんですけれども、消防車両を計画的に更新して消防団活動を支援する、地域消防の強化を図るというふうに書いてあるわけなんですけれども、今の状況下で本当に高齢化した消防団、人数が集まらない消防団の下で、今後の消防車両の購入というのをどのように検討されているのか。

いま一つ、消防機庫につきましても、令和3年度はなかったというようなことで、同じように令和4年度につきましても、せんだっての補正の中での話合いの結果、造らないことになりましたと。

今後の消防自動車の導入計画、あるいは機庫の整備計画について、見直しを図っていかなくちゃならないんじゃないかというふうに思っていますけれども、どのように考えておられますでしょうか。また、来年度はどのようにされようとしているのか、お伺いいたします。

○宮澤防災課長

消防機庫については丸山委員のおっしゃったとおり、確かに今回補正予算で機庫の建て替えの方をちょっと延期したりしたんですけども、消防自動車につきましては25分団ありますので、毎年1台ずつ、現状の分団の数で行った場合、そうすると25年たってしまうということなので、今後も毎年1台ずつ更新していこうと考えております。

消防機庫につきましては、今年度は行わないんですが、来年度につきましては一部改築的なもので、建て替えではないんですけども、沖の分団を今のところ考えているんですが、そういった形で進めていこうと。その後につきましては、設計をやって、次の年に建て替えという形でいきますと、今の分団の数で行けば、結局50年かかるという形になります、1年ごとですから。そういった形で今後も進めていこうと思っております。

また、今お話ししたのは現状の数の中での話なので、その辺につきましては、また今後検討

していく必要があると思っておりますので、そこで計画は変わってくると思います。

○丸山委員

今年は消防の在り方に対する検討委員会を立ち上げて検討していきますということをおっしゃっているんですけども、当然、機庫の問題についても消防自動車の問題についても、同じように検討していかなければならないんじゃないか。確かに25の分団がそのままずっと続けば一番いいことなんですけど、もう本当に統廃合せざるを得ない、せっぱ詰まった状況にありますので、せっぱ詰まったところに機庫を造れとか、消防自動車をどうぞといっても大歓迎ではない、本当に大変な思いをされているということなので、その辺は率直に各分団との話し合いをきちんとしていただいて、予算はつけたけどやっぱり駄目でしたということのないように、消防団が統廃合されても、それでもしっかり守っていきたい、そう思っている方はいっぱいいらっしゃるわけで、高齢の方でも何とか自分の地域は守りたいというふうに思っている方はいらっしゃるわけで、そういう皆さんの気持ちをきちんと受け止めて、何が何でも消防自動車を買いますということではなくて、今後のことを十分に検討した対応をしていっていただきたい、丁寧な対応をしていっていただきたいというふうに思います。

以上のことを申し上げまして、私の質問を終わります。

○角委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

質疑がなければ、これで総務常任委員の質疑を終了いたします。

総務常任委員以外で質疑のある方は入場してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

質疑がなければ、これで総務常任委員以外の質疑を終了いたします。

会議中ですが、10分間休憩いたします。

(休憩 午後 3時51分)

(再開 午後 3時58分)

○角委員長

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、審査順7、議案第12号、令和3年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

最初に、総務常任委員の質疑を許します。質疑はありませんか。

○栗林委員

決算書265ページ、説明書343ページになりますが、特定健康診査等事業費です。

特定健診の受診率が、令和2年度の17.4パーセントに対し、令和3年度は25.1パーセントと伸びていることは、とてもよいことだと思います。

受診率の伸びに対して、市で要因を何かまとめていらっしゃいますでしょうか。

○黒川国保年金課長

今回、令和2年度と比べて受診率が伸びた要因としましては、まずワクチン接種が進んだこと、健診会場のコロナ対策の徹底があったこと、あと医師会の協力により市内医療機関及び市外医療機関での個別健診を実施したことにより受診者数が増えたと思われま

す。ただ、依然として健診会場に足を運ぶことに不安を感じている人が多いというのもあると思っております。

以上です。

○角委員長

ほかに質疑はありませんか。

○丸山委員

歳入歳出全体でお伺いしたいと思いますが、歳入歳出差引額は1億350万円ということなんですが、黒字になった要因というのはどのようにお考えでしょうか。

○黒川国保年金課長

こちらの方は、税の収納率が上がったことが大きな要因ではないかと思っております。あと、主体が県の方に移ったということもありまして、市の財政の方も安定してきたのかなというふうに思っております。

○丸山委員

私の分析では、県の補助金の増額、それから前年度の繰入れによるのかなというふうに思うんですが、国保税の収入によるものだけではないんじゃないかというふうに思うんですけれども、来年度はどのように見込んでいますでしょうか。

○黒川国保年金課長

国保の方は例年、ここのところ保険者数も減っておりますので、収納金額の方は下がってくると思うんですが、医療費の方は年々増えておりますので、だんだん厳しい状況になってくると思うんですけれど、今年同様、黒字で行けるのではないかと見込んでおります。

○丸山委員

それでは、令和3年度は国保の課税限度額を3万円引き上げて99万円としたわけですね。対象世帯は何世帯だったのか、それから総額はどのくらいだったのか、お伺いいたします。

○黒川国保年金課長

すみません。今ちょっと資料が見当たらないので、後ほどお答えさせていただきたいと思

○丸山委員

決算書253ページで、国保税の調定額に対する収納率は88.7パーセントと。滞納分は令和2年度の17.7パーセントをさらに下回って15.5パーセントとなったわけですが、その要因をどのように分析されているのでしょうか。

○黒川国保年金課長

現年度分につきましては若干伸びております。こちらは収納業務の充実で収納率が上がった

ことにより滞納繰越分が減っていることも要因ではないかと思っております。

○丸山委員

そういう見方もあるでしょうけれども、払えない、そういう方もいらっしゃるのではないかと。やっぱりコロナ禍で大変な生活をなさっている方々は、もうこれ以上の支払いはできませんというようところで払えないでいるのではないかと、そういうことも考えられるのではないのでしょうか。

それで、決算書253ページ、不納欠損額、これは前年度比1千380万8千円増の1億1千665万7千142円だったわけですけども、323世帯が対象ということのようなんですけど、生活困窮による世帯は、323世帯のうち、どのくらいだったのでしょうか。

○黒川国保年金課長

すみません。ちょっと件数になってしまうんですが、こちらが全て生活困窮かどうかは定かではないんですけども、まず執行停止によって時効になった件数が123件、あと執行停止3年で不納欠損となったのが171件、即時で不納欠損となったのが53件となっております。

○丸山委員

ちょっと今の状況下では分からないんですが、しかし圧倒的多数の世帯が生活困窮だろうことは明らかですよ。所得100万円以下の方々の滞納者が多いんだということも明らかです。

やはり所得の低い方だけではなくて、一般市民の皆さんも高い保険料に本当に苦慮している。収納率を引き上げるためにも、こういった不納欠損を出さないためにも、払える国保税にしていくことがやはり必要ではないかというふうに思います。

令和3年度の国保の財政調整基金は5億6千万円あるわけですね。私はこれを活用すべきじゃないかと思うんですね。印旛郡市で一番高い国保税の平等割を5千円引き下げたとしても、6千200万円に対応できる。

本当に市民の暮らしに寄り添う国保事業にすべきではないかというふうに思うんですけども、その辺について、今後の国保税の在り方について、お伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○黒川国保年金課長

確かに今は財政調整基金が5億円以上あるということで、委員のおっしゃることも分かるんですが、今後、令和6年度中までに団塊の世代が全て後期高齢者に移るということで、国保の被保険者数がかなり減る見込みであります。それに加えて、医療費が高騰しておりますので、これ以上、保険料を上げないようにするためにも、ちょっと財政調整基金の方は有効に使っていかねばいけないのかなというふうに考えておりますが、今のところ下げるところまではちょっと考えておりません。

以上です。

○丸山委員

やはり市民の中には、国保税がこんなに高くではもう八街にはいられません、そういう方の

お話を伺うわけです。保険証は命と健康と暮らしを守る大切なものですから、そういう意味では払える国保税にしておかないと、市民は、やっと国保税を払っても病院にも行けない、そのような状況になっているんですね、今。

確かに令和6年度に後期高齢者への移行が多くなっていくようなことも言われていますけれども、現時点でもう支払いができないと悲鳴を上げている市民が圧倒的多数で、そういう点では国保税の在り方を今ここで検討すべきであるというふうに思います。考えはないというようなことなんです、これからの国保の在り方を考える上では、国保税の引下げをぜひ求めるものであります。

それから、国保税の在り方も当然考えながら、納入環境を整えていくことも必要ではないかと思うんですね。今は8回の納期となっていますけれども、県内では10回のところ、あるいは9回のところもあるわけです。1回の支払いを少なくしていくというような、市民の納入環境を整えていくことも必要ではないかというふうに思いますが、どうでしょうか。

○黒川国保年金課長

確かに委員のおっしゃるとおり、ただいまの限度額から考えると、8期としても1回あたりの保険料はかなり高額になるということで、うちの方の中で8期を9期にするかという話は出ておりますが、システム改修等の費用面もございます。あと、近隣の今後の対応等も考えていかなければならないというのもあります。ただ、うちの方としても期を増やすということとはちょっと念頭に置いて、今後進めていきたいと思っております。

○丸山委員

今後のシステム改修等での財源が必要になってくるということですが、しかし支払うのは市民ですから、市民の立場に立った対応策を。回数が増えれば増えるほど、市役所職員は大変になるかと思えます。しかし、市民から、やっていけないという悲鳴が上がっているわけですから、そういう点では市役所職員には市民に奉仕するという立場に立っていただいて、ぜひ納入環境を整えていただきたいというふうに思います。

それから、すみません、前後いたしますが、決算書255ページ、県補助金、保険給付費等交付金（特別交付金）、保険者努力支援分3千614万5千円ということですが、前年度の約2倍となっています。2倍となった理由は何だったのか、お伺いいたします。

○黒川国保年金課長

こちらの方は、特定健診の受診率の向上と、糖尿病の重症化予防プログラムの実施による増額となっております。

○丸山委員

八街市の取組が評価されて、このような結果になったということで理解してよろしいですか。

○黒川国保年金課長

こちらの方は、実施の数というか、それによって点数がつけられまして、その点数によって金額が上がったということになっております。

○丸山委員

また元に戻って歳出です、大変申し訳ない。決算書267ページなんですけれども、保健衛

生普及費なんです、1千498万5千516円となっております。

説明書344ページでは、保健衛生普及事業に取り組み、医療費抑制につなげるとしておりますけれども、医療費通知事業で3回分181万7千664円を執行していますが、医療費通知によってどのぐらいの軽減ができたのか、お伺いいたします。

○黒川国保年金課長

こちらの医療費通知でどれだけ下がるかという、ちょっとこの数字から読み取ることではできません。ただ個人に、どれだけ医療費がかかっているかというのを確認していただくためにお送りしておりますので、皆さんが頻回受診を減らすとか、そういったものにつなげていければという形の事業でございます。

○丸山委員

これは病院に行くなということなんですよ。だから、こういうことをやるよりも、健康保険のいろんな事業を進めた方が、よっぽど病気にかからない。病気の早期発見、早期治療にどれだけ取り組むかが、私は問題だというふうに思います。医療通知事業をやっていない自治体が近隣自治体にもありますよね。私は、はっきり言って、こういう無駄なことをやるべきじゃないと。早期発見、早期治療のための保健事業をどれだけ幅広くやるか、その辺に私はお金をかけていただきたい。このことを申し上げておきます。

それから、ジェネリック差額通知業務、これは一体どういう内容のものなのか、お伺いいたします。

○黒川国保年金課長

こちらの方はレセプトを基に、ジェネリック医薬品を使っていない方にジェネリックに変えた場合にこのぐらい金額が、医療費が下がるという、そういう通知をするものでございます。

○丸山委員

その結果、どれだけ活用されてきているのか、その辺はわかりますか。

○黒川国保年金課長

八街市ですと80.3パーセントの方が実施されております。

○丸山委員

80.3パーセントの方が利用されて、どのぐらいの効果があつたのか。費用対効果はどのぐらいあつたのでしょうか。

○黒川国保年金課長

申し訳ございません。金額的なものはちょっと出ておりませんので、何とも言えないんですが、多分1千300万円程度、削減できているのではないかと思います。

○丸山委員

1千300万円では、あまり効果があつたとは言えませんね。また後で調べていただいて、教えていただきたいというふうに思います。

令和3年度、国保事業の中で新規事業として糖尿病性腎症重症化予防事業（未受診者勧奨プログラム）及び糖尿病性腎症重症化予防事業（支援プログラム）というようなものが導入されたわけですが、こういったものを導入した成果というのはどうだったのでしょうか。

○黒川国保年金課長

効果というのは、ちょっとすぐに出るものではないと思われるんですけども、今後、糖尿病の重症化等の予防によって医療費が下がる、またこの事業によって補助金を頂くことによって、財政の方は支出が少なくなるというような形になるかと思われま

○角委員長

丸山委員に申し上げます。1回の質疑時間が20分を超えましたので、一度ほかの委員に変わります。

質疑はありますか。ないですか。

では、丸山委員。

○丸山委員

今の続きで、すみません。

結局、2つの事業が導入されたのですけれども、対象者が一体どのぐらいいたのか、その辺はどうでしょうか。

○黒川国保年金課長

特定健診の方ですと1万1千957人、糖尿病の方につきましては171人が対象となっております。

○丸山委員

特定健診で1万1千957人と、かなりの数の方が対象になっているということで、そういう点ではこの事業は本当に大切な事業なのかなと改めて感じるところです。このプログラムの中で、市民の健康を、ぜひ市民と共に健康管理をお願いしたいというふうに思います。

最後なんですけれども、国保の限度額認定証について、現在はどうのような取扱いになっているか、お伺いいたします。

○黒川国保年金課長

限度額認定証につきましては、対象となる方に申請していただいて発行しております。なお、令和3年度につきましては1千734件を発行しております。

以上です。

○丸山委員

発行された方は国保税を滞りなく納めている方なんです。滞納者は駄目ですよということで、はねのけている。もらえないと諦めている市民の方がいらっしゃるわけです。

その辺については、コロナ禍でもありますし、個別の事情を特にくみ取った対応が必要ではないかというふうに思います。この間も私どもは言ってきましたけれども、税滞納者であっても完納に向けてきちんと分納誓約を履行している市民、こうした市民に対しては生活再建を支援していくという立場からも発行していくべきではないか。既に実行している自治体もあるわけです。市長が特別の事情ということで認めれば対応できるわけですから、ぜひ限度額認定証の対応につきましては検討いただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○黒川国保年金課長

完納の見込みが立っている方については限度額認定証の方を発行しております。

○丸山委員

では、誓約書なくして発行しているということですね。

○黒川国保年金課長

そのとおりです。

○丸山委員

市民の皆さんは知らないままです。ぜひ、こういった医療問題に関しては、市民の皆さんは本当に困っているわけですから、周知をぜひ進めていただきたい、このことを申し上げて私の質問を終わります。

○角委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

これで、総務常任委員の質疑を終了いたします。

総務常任委員以外で質疑のある方は入場してください。

次に、総務常任委員以外の質疑を許します。

○京増委員

それでは、意見書32ページ、国保税滞納について、伺います。

滞納しますと資格証明書が発行されて、本当に病院に行きづらくなります。滞納者の中で生活保護に準ずる収入だった人はどのぐらいいらっしゃるのか、そういうことを調べたのかどうか、伺います。

○黒川国保年金課長

申し訳ございません。詳しい数字の方は把握してございません。

○京増委員

調べていないのか。すみません。ちょっとよく聞こえなかったんですけど。(「把握していない」と呼ぶ者あり)

生活保護に準じる収入の方には減免なり軽減できるという要項がありますよね。例えば所得がゼロでも国保税は払わなきゃいけないわけですが、それで滞納されている方については減免要綱に、生活保護に準じるのではないか、そういう収入ではないかということを調べる必要があると思うんですが、それを調べなかったということは。

○角委員長

京増委員に申し上げます。決算書及び主要施策の成果の説明書に基づき、議事運営の能率を図る上から単刀直入に質疑されますよう、お願いいたします。

○京増委員

意見書32ページ。

○角委員長

決算書の何ページになりますか。

○京増委員

決算書252ページから253ページ、歳入について、お伺いしております。

歳入の中で、滞納されていらっしゃる方があるわけですから、滞納されている方の健康、命を守るというところで、せつかく市の方でつくった要綱をきちんと利用すべきではないかというところで聞いているんですけど、この方は減免なり軽減をすべき人だと、それをきちんと把握していかないと健康を守れない、先ほどから質問がありますけれど、腎臓や糖尿病予防もできないんじゃないかと思うから聞いているんです。

○黒川国保年金課長

そういう方に対しましては納税課の方で一人ひとり丁寧に対応しているところでありまして、その中で生活保護等につなげられる方はそちらの方につなげるという対応をしております。

○京増委員

そのように対応されてきたということでございますけれど、何人を生活保護につなげていかれたのか、お伺いします。

○黒川国保年金課長

多分、納税課の方でも人数というのは把握していないと思うんですが、一応、生活保護の方を案内した件数は令和3年度で15件ということになっております。

○京増委員

案内した人は15件ということで、その方たちが生活保護につながったかどうかは把握されていないということでしょうか。

○黒川国保年金課長

そうですね。誘導等の状況ということで件数だけとなっておりますので、その後の状況はちょっとこちらの方では把握しておりません。

○京増委員

病気予防というところでは、やはり早くから対応、健康保険をきちんと受けることができる、また生活保護になって病院に行ける、そういうことのためにも、せつかくできた要綱をしつかりと利用していただきたいと思います。

先ほどからあったんですけど、病気予防。（「何ページか」と呼ぶ者あり）決算書267ページです。

人間ドック助成金なんですけれど、人間ドックを受けたい方もいらっしゃるんですけど、ちょっとお金がなくてという方もいらっしゃいます。人間ドックを受けたいけど、お金がなくて受けられない方たちに対して、何か今後考えておられるようなことはあるでしょうか。

○黒川国保年金課長

基本的には特定健診の方を受けていただくのがよろしいかと思えます。

○京増委員

確かにそうなんですけれど、様々な検査をしてほしいというところがあるんですね。やはりお金がないためにいろいろとするわけですから、ぜひそういうことも必要かなと思います。

以上で終わります。

○角委員長

これで、総務常任委員以外の質疑を終了いたします。

総務常任委員以外は退場してください。

これから、審査順8、議案第13号、令和3年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

最初に、総務常任委員の質疑を許します。質疑はありませんか。

○丸山委員

後期高齢者医療保険に関わって、決算書283ページ、不納欠損額が640万7千900円、それから収入未済額が518万3千600円、現年度滞納繰越分が492万6千800円ということですが、どのぐらいの方々が不納欠損となっているのか、また収入未済額の現年分、それから前年度の繰越分になっているのか、お伺いいたします。

○黒川国保年金課長

大変お待たせしました。不納欠損の件数なんですが、212件になります。滞納繰越の分ですが、現年分が170件、滞納繰越分が131件というふうになっております。

○丸山委員

不納欠損また滞納世帯の所得状況はどのように見ているのでしょうか。

○黒川国保年金課長

申し訳ございません。不納欠損の所得割の方の数が出ていないのでちょっとお答えできないんですが、ほぼ所得の低い方であることは確かでございます。

○丸山委員

ほとんどが所得ゼロの方ではないかというふうに思うわけですね。

令和3年度は、令和元年度から段階的に保険料軽減特例措置というのが見直されてきて、所得が33万円以下の高齢者の8.5割の軽減が7割になった、それから80万円以下では8割軽減が7割に下げられたということで、この間、本当に大変な思いをされている高齢者が増えてきているんじゃないかというふうに思うわけですが、この間の負担増はどのぐらいあったのか、お伺いしたいと思います。ごめんなさい、人数と負担増。

○黒川国保年金課長

令和3年度の決算ベースで申し上げますと、1千813人で、影響額が590万1千315円になります。

○丸山委員

軽減の特例措置がどんどん下げられてしまったという点では、1千800人の高齢者の方々が負担増になっているということで、ますます納められない方が増えていくということで、何らかの対策を取るべきではないかというふうに思うんですね。

その点については、どのようにお考えでしょうか。

○黒川国保年金課長

もともと7割のものに特例措置があったわけですので、今後、国の方がどう対応するか、そちらを注視していくしかないと思います。

○丸山委員

後期高齢者は広域で県の方で対応されていますよね。県の方の積立金も今しっかりと64億円あるわけです。やっぱりこういったものを活用する取組であるとか、それから2年ごとの保険料の見直しで、高めていくのではなくて削減していく、保険料を安くしていく、そういった取組を県にきちんと申し入れていく必要があるんじゃないかということを感じるんですが。広域になりますと一自治体の声はなかなか上げづらいというふうに思いますが、しかし、どこの自治体も同じような状況だというふうに思います。

ぜひ、こういった点では、市長ですかね、ぜひ県に対して後期高齢者保険料を今後しばらくは引き上げない、財政調整基金がありますから、それを大いに活用していただきたい、そういう声を上げていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○北村市長

今、丸山委員ご指摘の保険料の減免につきましては、もともと全国市長会でも減免分は全額を国で財政支援しなさいということで決議しております。そういったことを含めまして、減免を必要とする被保険者が適切に対象となるよう基準を見直すとともに、先ほど申し上げましたとおり、国で減免分は全部持ちなさいというようなことを決議しております。

○丸山委員

後期高齢者医療制度というのは、医療費が増えれば増えるほど高齢者に負担がのしかかってくるという特異な制度でございます。こういう医療制度は一刻も早く本当は廃止しなければならないというふうに思いますが、当面この制度がある間は、県、国に対してきちんと高齢者の健康、命を守る、そういう立場からの意見をしっかりと挙げていっていただきたい、このように思います。

それから、諸収入のところ、保険料滞納延滞金4万4千700円とありますが、一体何人分だったのか、お伺いたします。

○黒川国保年金課長

12人分でございます。

○丸山委員

高齢者から延滞金を取るというのも大変酷な話でありまして、やっぱりこういった問題につきましては、特にコロナの時期でありますし、市の方で何らかの対応をすべきではないかというふうに思います。その辺については大変難しいかもしれませんが、八街市民の暮らしを守るという立場から、延滞金に関しては減免の方法であるとか、そういった取組をぜひ検討していただきたいと思いますが、市長、こういった延滞金を高齢者から、ほとんど払えない方々が延滞金を払っているわけで、生活実態から言えば、先ほども低所得者の方々が滞納していますということを課長は言われていたわけなので、そういう意味では延滞金に関して市独自の対策を取るべきではないかというふうに思いますが、ご検討いただけませんか。

○北村市長

私も、何回も言って恐縮でございますけれども、千葉県市長会の理事という役職を与えてい

いただきました。役員会の中で、こうした議論が可能かどうか、検討してまいります。

○丸山委員

積極的に対応をお願いしたいというふうに思います。

それから、雑入のところでお伺いいたします。長寿・健康増進事業補助金は令和2年度の106万9千477円から、令和3年度は41万6千100円と、大幅な削減となっております。大幅な削減の原因は何だったのか、お伺いいたします。

○黒川国保年金課長

昨年度までは人間ドックの補助分が入っていたんですが、令和3年度から人間ドック分がなくなったことによって下がっております。

○丸山委員

それでは、人間ドック分については八街市が単独でやっているということになるわけでしょうか。分かりました。

それと、歳出で決算書285ページ、徴収費。

説明書350ページなんですけれども、催告書を642件、督促状を2千684件発送したということのようですけれども、それぞれどのような状況下で発送しているのでしょうか。

○黒川国保年金課長

督促状につきましては、納期限後20日前後で発送しております。催告書につきましては現年度分が年3回、滞納繰越分が年1回という形で発送しております。

○丸山委員

後期高齢者の約3分の1の方に催告書、督促状が送られているという実態ですよね。やっぱり高齢者は年金暮らしの方が多い、また八街市は所得のない方が多いという状況下で、本当に保険料が払えない、そういう高齢者が圧倒的に多いんだということがよく分かると思います。

こういった後期高齢者の皆さんの実態には、督促状を送りつけるだけではなくて、生活に対して、きちんと高齢者に寄り添った細やかな対応、相談が必要ではないかというふうに思いますが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○黒川国保年金課長

確かに委員のおっしゃるとおり細かな対応が必要であると思うんですが、現在ちょっとコロナ禍ということで訪問することができない状況もあります。私が後期高齢者をやっていたときは、後期高齢者の方と接触すること自体が難しいということもありますので、今後どうやって接触できるか、状況を把握するか、そちらの方をちょっと研究していきたいと思えます。

○丸山委員

低所得者の多い、後期高齢者の皆さんの保険ですから、機械的にどんどん督促状、催告書を送ればいいというのではなくて、今課長が答弁されたように、きめ細かな対応をどうしたら進められるか、早急に検討いただきまして、対応をお願いしたい。

このことを申し上げまして、私の質問を終わりにいたします。

○角委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

質疑がなければ、これで総務常任委員の質疑を終了いたします。

総務常任委員以外で質疑のある方は入場してください。

次に、総務常任委員以外の質疑を許します。

○京増委員

それでは、決算書282ページから283ページ、それから説明書350ページをお願いいたします。

先ほど丸山委員からいろいろ質問がありました。本当にお金がなくて滞納になっている方がほとんどだと思うんですけど、そういう中で職員の方も細かにやっていくというふうな答弁でございました。本当にそれは必要なんですけど、市長も国の方に言っていくということなんですけど。(「決算書の何ページですか」と呼ぶ者あり)決算書は282ページ、説明書350ページ、普通徴収の滞納のことでお聞きしております。

現年度分の収納率が上がっているんですけど、千葉県の中ではどのぐらいの位置にあるのか、お伺いします。

○黒川国保年金課長

現年度分で申し上げますと、県下で下から4番目という数字になります。

○角委員長

本日の会議は議事都合により延長いたします。

○京増委員

過去の分も含めると、どの程度でしょうか。

○黒川国保年金課長

滞納繰越分を含めると、下から2番目という数字になります。

○京増委員

高齢者の方も、そして職員も本当に一生懸命にやっておられます。しかし、長年、八街市は国保も介護保険も後期高齢者医療も、県の中でも払えない方が多い、率が多いというふうなことですから、何とかして高齢者の生活を助けていかなきゃいけないということははっきりしております。

先ほど丸山委員の質問にもありましたけれど、高齢者の医療費軽減がほとんどなくなってしまった一方で、介護保険料は軽減されております、低所得者の。後期高齢者の方の軽減をなくして、介護保険制度の方は軽減して、低所得者の方の収納率は上がっております。ぜひこういう方向で、国の方に言っていただきたい。もう個人や市の努力では足りないということで、先ほども質問があったけれど、ぜひそういう方向を強めていただきたいと思うんですが、市長、もう一回、先ほど丸山委員にも答弁されましたけど、お願いいたします。

○北村市長

先ほども丸山委員に申し上げたところでありますけれども、保険料の減免については国で全額財政支援することと、後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るために保険料の上昇を抑制していただくよう、そして措置は引き続き継続するよう、国に申し入れますことを決議しております。

○京増委員

ありがとうございます。ぜひ決議を上げていただいて、そして強めていただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

以上です。

○黒川国保年金課長

先ほど国保の方で丸山委員から質問のありました件、課税限度額の引上げに伴う影響額なんですけれども、影響があった方は25名で、金額的には459万7千295円になります。

以上です。

○角委員長

これで、総務常任委員以外の質疑を終了いたします。

以上で、総務常任委員会所管事項の審査を終了いたします。

お諮りします。

本日の会議はこれで終わりにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○角委員長

ご異議なしと認めます。

26日は午前9時から引き続き特別委員会を開催し、経済建設常任委員会所管事項の審査を行います。

ご苦労さまでした。

(延会 午後 4時59分)